

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成27年6月19日
【計算期間】	第9期（自平成26年3月21日至平成27年3月20日）
【ファンド名】	ホリコ・フォーカス・ファンド
【発行者名】	BNPパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役 島崎 亮平
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号 グラントウキョウ ノースタワー
【事務連絡者氏名】	芳野 隆之
【連絡場所】	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号 グラントウキョウ ノースタワー
【電話番号】	03-6377-2929
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

目的

主として有価証券に投資する投資信託証券（投資信託の受益証券（投資法人の投資証券を含みます。））。以下同じ。）を主要投資対象とし、信託財産の成長を目標に積極的な運用を行います。

信託金限度額

1,000億円を限度として信託金を追加することができます。

ただし、委託会社は受託会社と合意のうえ、当該信託金限度額を変更することができます。

基本的性格

当ファンドの、一般社団法人投資信託協会が定める商品分類及び属性区分は、下記の通りです。

（該当する商品分類と属性区分を網掛け表示しています。）

商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型	国内	株式 債券 不動産投信 その他資産
追加型	海外	()
	内外	資産複合

《 商品分類の定義 》

単位型投信・追加型投信の区分

追加型投信...一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。

投資対象地域による区分

海外...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

投資対象資産による区分

資産複合...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が株式、債券、不動産投信、またはそれ以外のその他の複数の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式	年1回	グローバル (日本含む)		
一般	年2回	日本	ファミリー ファンド	あり ()
大型株	年4回	北米		
中小型株	年6回 (隔月)	欧州	ファンド・ オブ・ ファンズ	なし
債券	年12回 (毎月)	アジア		
一般	日々	オセアニア		
公債	その他 ()	中南米		
社債		アフリカ		
その他債券		中近東 (中東)		
クレジット属性 ()		エマージング		
不動産投信				
その他資産 (投資信託証券 (株式・一般))				
資産複合 ()				
資産配分固定型				
資産配分変更型				

「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

《 属性区分の定義 》

投資対象資産による属性区分

その他資産...組入れている資産を記載するものとする。

決算頻度による属性区分

年1回...目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。

投資対象地域による属性区分

グローバル（日本含む）...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、「世界の資産」の中に「日本」を含むか含まないかを明確に記載するものとする。

投資形態による属性区分

ファンド・オブ・ファンズ...一般社団法人投資信託協会「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。

為替ヘッジによる属性区分

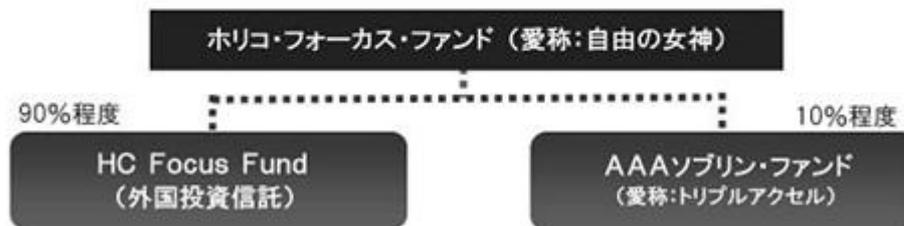
為替ヘッジなし...目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

上記は、一般社団法人投資信託協会が定める商品分類及び属性区分に基づき記載しております。

当ファンド以外の商品分類及び属性区分の定義につきましては、一般社団法人投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）をご参照ください。

ファンドの特色

主として、外国投資信託「HC Focus Fund（ホリコ・フォーカス・ファンド）」と、指定投資信託証券「AAAソブリン・ファンド（愛称：トリプルアクセル）」を投資対象とします。各ファンドに対する投資比率は、概ね以下の通りとします。



- 「HC Focus Fund」 90%程度
米国株式を中心に徹底したリサーチに基づく割安株（バリューストック）投資を基本とし、比較的少数（約15～30程度）の銘柄に集中投資を行います。外国株やデリバティブ、ショート（空売り）も取引可能とします。リスク分散を図りつつ、安定的に収益を積み上げるポートフォリオ構築を目指します。
- 「AAAソブリン・ファンド（愛称：トリプルアクセル）」 10%程度
原則として世界主要国のソブリン債券に分散投資し、リスク分散を図ったうえで、長期的に安定した収益の確保と信託財産の成長を目指します。

《 投資対象の投資信託証券の概要 》

外国投資信託 HC Focus Fund

ファンド名	HC Focus Fund（ホリコ・フォーカス・ファンド）
投資顧問会社	Horiko Capital Management LLC
形態 / 通貨表示	ケイマン籍外国投資信託 / 米ドル
運用の基本方針	約15～30程度の比較的少数の銘柄に集中投資を行う徹底したリサーチに基づく割安株（バリューストック）投資を基本とします。米国株式が中心ですが、外国株やデリバティブ、ショート（空売り）も取引可能とします。原則として、分配は行わないものとします。
主な投資対象	米国株式

運用管理費用等	<p>運用報酬として毎月の基準価額に対し年率1.0%</p> <p>成功報酬として契約期間中ネット利益の20%（過去の月々基準価額の最高額をハイウォーターマークとし、月々基準価額がこれを上回った場合のみ、その差額の20%を徴収。）</p> <p>その他管理報酬、年間登録手数料、登記手数料、日常的な経理・運営費用、業務の費用に付随する費用、監査法人への報酬、信託財産が負担する法律費用、運用会社の諸経費等を負担します。</p> <p>管理費その他のトラスティフィーは年間20,000米ドルとなり、ドル建てで四半期毎に支払われます。管理費として年0.09%あるいは月額最低\$3,000が毎月発生します。</p>
---------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

追加型証券投資信託 A A Aソブリン・ファンド

ファンド名	A A Aソブリン・ファンド（愛称：トリプルアクセル）
運用会社	BNPパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社
商品分類 / 通貨表示	追加型投信 / 海外 / 債券 日本円
運用の基本方針	原則として世界主要国のソブリン債券に分散投資し、リスク分散を図ったうえで、長期的に安定した収益の確保と信託財産の成長を目指します。
主な投資対象	世界主要国の投資適格債（ムーディーズ社によるA a a , またはスタンダード・アンド・プアーズ社によるA A Aの格付けを有する国債、政府機関債）を主要な投資対象とし、高水準かつ安定的なインカムゲインの確保とともに信託財産の成長を図ることを目的として運用を行います。
投資態度	<p>原則として、世界主要国の投資適格債（ムーディーズ社によるA a a , またはスタンダード・アンド・プアーズ社によるA A Aの格付けを有する国債、政府機関債）に分散投資し、リスク分散を図ったうえで、長期的に安定した収益の確保と信託財産の成長を目指します。</p> <p>投資対象国毎に「債券投資収益率予測（金利予測）」と「為替収益率予測」を行い、双方から得られる国別の予想収益率をベースに最適な組合せを算出し、これに基づいたポートフォリオを構築します。</p> <p>円投資家の立場から最適な国別資産配分（カントリー・アロケーション）を行うことにより、リターンの追求を図ります。</p> <p>外貨建資産について、原則として為替ヘッジを行いません。</p>
信託報酬等	<p>信託報酬：ファンドの純資産総額に対して年率1.134%（税抜1.05%）を乗じて得た額</p> <p>その他の費用・手数料等：財務諸表の監査に要する費用及び法定書類の作成・印刷費用等（純資産総額に対して年率0.108%（税抜0.10%）上限）、売買・保管等に要する費用等。</p> <p>その他の費用・手数料等は、運用状況等により変動するため、事前に料率・上限額等を表示することができません。</p>

上記の投資信託証券の内容は平成27年3月末現在のものであり、今後変更になる場合があります。
資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

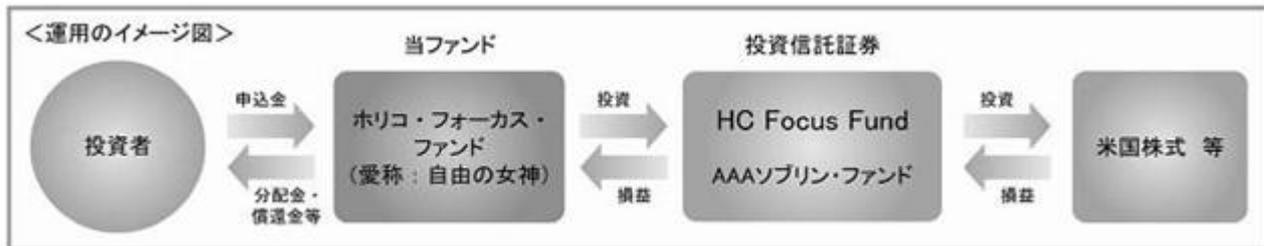
(2) 【ファンドの沿革】

- 平成18年2月8日 関東財務局長に対して有価証券届出書提出
- 平成18年3月27日 ファンドの信託契約締結、ファンドの運用開始
- 平成22年7月1日 当ファンドを委託会社とした証券投資信託委託業に係る業務をフォルティス・アセットマネジメント株式会社からビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント株式会社（承継後の新社名：BNPパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社）に承継

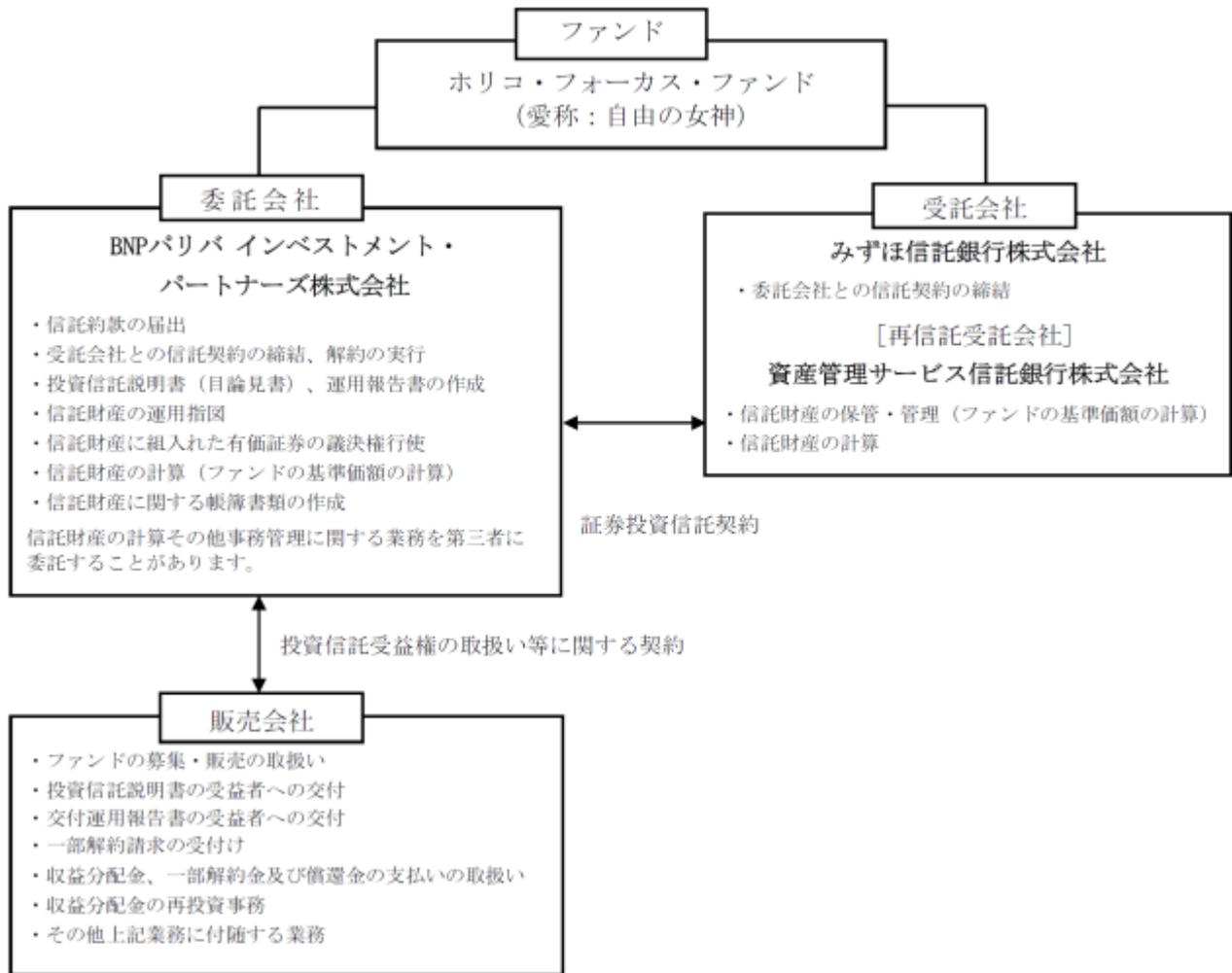
(3) 【ファンドの仕組み】

a. ファンドの仕組み

当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズ方式で運用を行います。
ファンド・オブ・ファンズとは、投資信託証券に投資するファンドをいいます。様々な特徴を持った投資信託に投資することにより、効果的に資産配分を行います。



b. ファンドの関係法人及び委託会社が関係法人と締結している契約等の概要



ファンドの関係法人

名称	関係業務の内容
《委託会社》 BNPパリバ インベストメント・ パートナーズ株式会社	当ファンドの委託者として、信託財産の運用指図、投資信託説明書（目論見書）及び運用報告書の作成等を行います。
《受託会社》 みずほ信託銀行株式会社	当ファンドの受託者として、信託財産の保管・管理業務等を行います。なお、信託事務の一部を委託することができます。
《再信託受託会社》 資産管理サービス信託銀行株式会社	受託会社から資産管理業務の委託を受けます。
《販売会社》	当ファンドの販売会社として、募集・販売の取扱い、一部解約請求の受付、収益分配金、一部解約金及び償還金の支払い、ならびに収益分配金の再投資事務等を行います。

委託会社が関係法人と締結している契約等の概要

<証券投資信託契約>

委託会社と受託会社の間で結ばれる契約で、運用に関する事項、委託会社及び受託会社としての業務に関する事項、受益者に関する事項等が定められています。

< 投資信託受益権の取扱い等に関する契約 >

委託会社と販売会社との間で結ばれる契約で、販売会社の募集・販売の取扱い、解約の取扱い、収益分配金・償還金の支払いの取扱いに係る事務の内容等が定められています。

c. 委託会社等の概況（平成27年3月末現在）

資本金 1億円

沿革

平成10年11月9日 会社設立

平成10年11月30日 証券投資信託委託業の免許取得

平成11年2月26日 証券投資顧問業の登録

平成12年6月20日 投資一任契約業務の認可取得

平成12年8月1日 パリバ投資顧問株式会社の営業の全部を譲り受ける

平成12年8月1日 ビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント株式会社に社名変更

平成22年7月1日 フォルティス・アセットマネジメント株式会社と合併

ビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント株式会社を存続会社として

「BNPパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社」へ社名変更

大株主の状況

株 主 名	住 所	所有株数	所有比率
BNP Paribas Investment Partners S.A. ビー・エヌ・ピー・パリバ インベストメント・パートナーズ エス・エイ	フランス共和国、 パリ75009、 ブルヴァーオスマン1	39,000株	100.0%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

a. 運用方針

当ファンドは、主として有価証券に投資する投資信託証券（投資信託の受益証券（投資法人の投資証券を含みます。）。以下同じ。）を主要投資対象とし、信託財産の成長を目標に積極的な運用を行うことを基本とします。

b. 投資態度

主として「HC Focus Fund」と別に定める投資信託証券（以下「指定投資信託証券」といいます。）を投資対象とし、各ファンドに対する投資比率は概ね以下の通りとします。

1. 「HC Focus Fund」90%程度

米国株式を中心に徹底したリサーチに基づく割安株（バリュウ）投資を基本とし、比較的少数（約15～30程度）の銘柄に集中投資を行います。外国株やデリバティブ、ショート（空売り）も取引可能とします。リスク分散を図りつつ、安定的に収益を積み上げるポートフォリオ構築を目指します。

2. 「AAAソブリン・ファンド」10%程度

原則として世界主要国のソブリン債券に分散投資し、リスク分散を図ったうえで、長期的に安定した収益の確保と信託財産の成長を目指します。

指定投資信託証券（平成27年3月末現在）

追加型証券投資信託「AAAソブリン・ファンド」

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(2)【投資対象】

a. 投資の対象とする資産の種類

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. 金銭債権

ハ. 約束手形

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

b. 委託会社は、信託金を主として「HC Focus Fund」と指定投資信託証券に投資を行うほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除き、本邦通貨表示のものに限ります。）に投資することを指図します。

1. コマーシャル・ペーパー

2. 外国または外国の者が発行する証券または証書で、前号の証券または証書の性質を有するもの。
 3. 証券投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号に定めるものをいいます。)
 4. 投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号に定めるものをいいます。)
 5. 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
 6. 外国の者が発行する譲渡性預金証書
- c. 委託会社は、信託金を、bに掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。
1. 預金
 2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
 3. コール・ローン
 4. 手形割引市場において売買される手形
- d. bの規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、cに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

(3)【運用体制】

委託会社の運用体制

当社は、多様な運用スタイル、投資対象を有する商品を高い専門性を発揮して提供するため、「組織運用制」と「ファンドマネージャー制」を採用しています。

- ・運用部門及びトレーディング部門(8名)
運用部門では、マクロ経済環境、市場環境に関する分析・検討を行います。トレーディング部門では、運用部門からの指示に基づき、発注業務を行います。
- ・パフォーマンス評価及び投資運用委員会(9名)
原則として月1回及び随時に開催し、運用パフォーマンスの評価、投資運用や運用ガイドライン遵守等の状況についての報告が行われます。また必要に応じて投資運用に関する対応を図ります。
- ・内部管理委員会(8名)
原則として月1回開催し、法令諸規則や社内規則の遵守状況に関連する事項のレビュー等を行い、業務手続、コンプライアンス・システム及び内部管理の実施に資する対応を図ります。
- ・法務・コンプライアンス及びリスク管理部門(5名)
取引内容の法令遵守状況の確認を行い、必要に応じて指導、勧告を行うとともに内部管理委員会等に報告を行います。また、法令遵守状況の監視及び定期的な確認、法令及びコンプライアンスに関する情報の役職員への提供、研修の実施等を行います。

意思決定プロセス

運用部門が、マクロ経済環境、市場環境に関する分析・検討を行います。

上記の分析結果をふまえ、運用部門において、運用の投資方針を策定します。

ファンドマネージャーは、上記方針に基づく具体的な運用戦略や投資計画を作成し実際の投資行動を行います。

運用に関するパフォーマンス測定、リスク管理及び投資行動のチェックは、運用部門から独立した業務部門が担当し、これを運用部門にフィードバックすることにより、精度の高い運用体制を維持できるように努めています。

委託会社によるファンドの関係法人(販売会社を除く)に対する管理体制

受託会社または受託会社の再信託先に対しては、日々の純資産照合等を行っています。また、受託会社等につき、内部統制の整備及び運用状況についての報告書を受け取っております。

運用体制等は平成27年3月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

(4)【分配方針】

年1回決算を行い、毎決算毎に原則として以下の方針に基づいて分配を行います。

分配対象額は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益と売買益(評価益を含みます。)の全額とします。

分配金額は、委託会社が基準価額の水準等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないことがあります。

収益の分配に充てなかった利益については、運用の基本方針に基づいて運用を行います。

(5)【投資制限】

a. 信託約款に基づく投資制限

投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

株式への直接投資は行いません。

b. 信託約款によるその他の投資範囲・投資制限

同一銘柄の投資信託証券への投資制限

委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の投資信託証券の時価総額が、原則として信託財産の純資産総額の100分の50を超えることとなる投資の指図はしません。ただし、約款において、ファンド・オブ・ファンズにのみ取得される（販売会社及び運用会社が一時取得する場合も含まれます。）ファンドであることが約款もしくは定款に記載されているファンドを組入れる場合には、純資産総額の100分の50以上取得ができるものとします。

特別な場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

資金の借入れ

(a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、資金の借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができません。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

(b) 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金及び有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%の範囲内とします。

(c) 借入金の利息は信託財産中から支弁します。

3【投資リスク】

a. ファンドのリスク特性

< 基準価額の変動要因 >

当ファンドは、投資信託証券を通じて値動きのある有価証券や金融商品に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資者の皆さまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割込むことがあります。また、ファンドの運用による損益は全て投資者の皆さまに帰属します。なお、投資信託は預貯金と異なります。

価格変動リスク

当ファンドが主要投資対象の投資信託証券を通じて実質的に投資している株式の価格は、国内外の政治・経済情勢などの影響を受けて大きく変動します。また個々の株式の価格はその発行企業の事業活動や財務状況、これらに対する外部的評価の変化等によって変動し、ファンドの基準価額が下落する要因となります。特に、企業が倒産や大幅な業績悪化に陥った場合、当該企業の株式の価値が大きく下落し、基準価額が大きく下落する要因となります。

流動性リスク

流動性リスクとは、ファンドにとって最適な時期、価格で取引が執行できなかった場合に損失を生じたり、値上がり利益を逸することです。市場規模や取引量が少ないために組入銘柄を売却する際に市場実勢から期待される価格で売買できない場合、不測の損失を生じるリスクがあります。

信用リスク

当ファンドが投資信託証券を通じて実質的に投資している有価証券や金融商品に、債務不履行が発生あるいは懸念される場合に、当該有価証券や金融商品の価値が下がったり、投資資金を回収できなくなったりすることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。有価証券等の格付けが低い場合は、格付けの高い場合に比べてこうしたリスクが高いものになると想定されます。

為替変動リスク

当ファンドは主要投資対象の投資信託証券を通じて海外の有価証券や金融商品に投資しますので、投資対象国の通貨と日本円との間の為替変動の影響を受けます。為替レートは一般に、外国為替市場の需要、世界各国への投資メリットの差異、金利の変動その他様々な国際的要因により決定されます。また、為替レートは、各国政府・中央銀行による介入、通貨管理その他の政策によっても変動する可能性があります。為替の変動（円高）は、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

カントリー・リスク

当ファンドは、主要投資対象の投資信託証券を通じて海外の有価証券や金融商品に投資しますが、投資する海外の金融・証券市場や投資先の国の政治・経済情勢、外国為替規制、資本規制等による影響を受け、ファンドの基準価額が下落する要因となる可能性があります。

基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

<その他の留意点>

- ・当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。
- ・解約申込みに伴うファンドの資金流出に伴った基準価額変動のリスク
解約資金を手当てするために、保有有価証券等を売却した場合に取引執行コスト等がかかり、ファンドの基準価額の下落の要因が発生します。また売却の際の市場動向や取引量の状況等によっては基準価額が大きく変動する可能性があります。
- ・システムリスク・市場リスクなどに関する留意点
証券市場は、国際的な経済事情の急変または予測が不可能な天災地変、経済事情の変化、テロ行為等、コンピューター・ネットワーク関係の不慮の出来事などの諸事情により市場の閉鎖や急激な市況変動が起こることがあります。これにより、ファンドの投資方針に従った運用ができない場合があります。また、一時的に取得・換金ができなくなることもあります。

<参考情報>

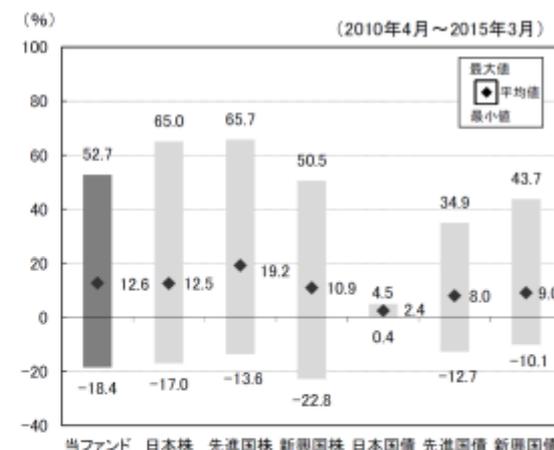
■ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移



※上記の5年間の各月末における直近1年間の騰落率及び分配金再投資基準価額の推移を表示したものです。

※「分配金再投資基準価額」は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した基準価額であり、実際の基準価額と異なる場合があります。

■当ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



※当ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるよう、上記の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の平均・最大・最小を、当ファンド及び他の代表的な資産クラスについて表示したものです。

※当ファンドの騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

※全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

各資産クラスの指数

- 日本株・・・東証株価指数(TOPIX)(配当込み)
- 先進国株・・・MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円ベース)
- 新興国株・・・MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)
- 日本国債・・・NOMURA-BPI国債
- 先進国債・・・シティ世界国債インデックス(除く日本、円ベース)
- 新興国債・・・JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド(円ベース)

(注1) 海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースのものを使用しております。

(注2) 各指数等に関する著作権等の知的財産権は、開発元もしくは公表元に帰属します(東証株価指数(TOPIX):株式会社東京証券取引所、MSCIコクサイ・インデックス及びMSCIエマージング・マーケット・インデックス:MSCI Inc.、NOMURA-BPI国債:野村証券株式会社、シティ世界国債インデックス: Citigroup Index LLC、JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド: J.P.Morgan Securities Inc.)。なお、各社は当ファンドの運用に関し一切責任を負いません。

<FATCA リスクファクター>

外国口座税務コンプライアンス法による源泉徴収が投資信託からの支払いに影響を与える可能性があります。

米国の外国口座税務コンプライアンス法（「FATCA」）により、FATCAの要求する情報を提供しない特定の投資家に対する支払いに対して、源泉徴収税が課される可能性があります。そのような源泉徴収に係る金額が、当投資信託に係る支払いから源泉徴収される場合、投資信託委託会社又はその他の者が、追加での支払いを求められることはありません。投資しようとしている方は、「4 手数料等及び税金（5）課税上の取扱い < FATCAの開示 > 外国口座税務コンプライアンス法」の部分をご参照ください。

外国口座税務コンプライアンス法による報告により、投資家の当投資信託の保有について開示しなければならない場合があります。

日米間の合意により、当投資信託の保有者の情報を集めて、アメリカの内国歳入庁（「IRS」）へ開示する必要があります場合があります。開示される情報は、投資家及びその直接又は間接的な受益者、実質的な所有者、被支配関係にある者の本人確認情報を含みますが、これに限られません。従って、上記のような情報の報告義務を投資信託委託会社が遵守するため、投資家は自己及びその直接又は間接的な受益者、実質的な所有者、被支配関係にある者についての情報に関する投資信託委託会社からの合理的な要求を遵守するよう求められることとなります。投資家がそのような要求を遵守しない場合、当投資信託からの支払いに関して当該投資家について源泉徴収又は控除がされることがあります。また、投資信託の一部解約、強制的な売却をされることもあります。

< 投資信託についての一般的な留意事項 >

- ・市場の急変等には、信託約款の「投資方針」に従った運用ができない場合があります。
- ・ファンドの分配金は、信託約款の「分配方針」にもとづいて委託会社が決定しますが、委託会社の判断により分配を行わない場合もあります。
- ・投資信託は預金ではなく、預金保険の対象とはなりません。
- ・投資信託は保険契約ではなく、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。
- ・投資信託は金融債ではありません。
- ・投資信託は元本及び利息を保証する商品ではありません。
- ・投資信託の設定・運用は投資信託委託会社が行います。（販売会社は販売の窓口になります。）
- ・投資した資産の価値の減少を含むリスクは、投資信託をご購入のお客様が負うこととなります。

< 法令、税法、会計基準等の変更可能性に係る留意点 >

- ・当ファンドに関連する法令、税法、会計基準等は今後変更される可能性があります。これに伴い、当ファンドの基準価額に影響が及ぶ場合もあります。

b. リスクの管理体制

委託会社では、ファンドが適切に運用されているかどうかを運用部門及びプロダクト部門がモニターします。運用部門等におけるリスク管理に加えて、投資リスク管理部門がポートフォリオの市場リスク、信用リスク等の投資リスクを管理します。投資リスク管理部門は、運用部門からは完全に独立した組織として、グループ内において、パーマナントコントロール・リスク・コンプライアンス部門に属しております。投資リスク管理部門は、市場リスク、流動性リスク、信用リスク、カウンターパーティーリスク、モデルリスク等の投資リスクの管理と、インベストメント・コンプライアンスに関する業務をカバーしています。業務部門は日々のトレード、約定、決済等、事務面での監視を実施します。更に、パフォーマンス評価及び投資運用委員会により定期的にチェックを行い、投資リスクの管理体制を強化しています。

上記管理体制は、委託会社の組織変更等により今後変更される場合があります。

4 【手数料等及び税金】**(1) 【申込手数料】**

取得申込受付日の翌々営業日の基準価額に3.24%（税抜3.0%）を上限として販売会社が定めた料率を乗じて得た金額とします。

申込手数料は、購入時の商品説明及び事務手続きに要する費用等の対価として、販売会社にお支払いいただくものです。

消費税及び地方消費税に相当する金額（以下「消費税等相当額」といいます。）が含まれています。なお、消費税率に応じて変更となることがあります。

(2) 【換金（解約）手数料】

解約手数料

解約手数料はありません。

信託財産留保額

解約申込受付日の翌々営業日の基準価額に0.3%を乗じて得た額とします。

信託財産留保額とは、信託期間の途中で解約される場合に、投資信託の運用の安定性を高めるのと同時に、長期に持ちになる受益者との公平性を確保するために信託財産中に留保されるものです。

（３）【信託報酬等】

信託報酬の総額は、信託約款に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年率1.296%（税抜1.20%）を乗じて得た額とします。その配分は、以下の通りです。

信託報酬の総額	年率1.296%（税抜1.20%）		
配分	委託会社	年率0.648%（税抜0.60%）	委託した資金の運用の対価
	販売会社	年率0.5616%（税抜0.52%）	交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価
	受託会社	年率0.0864%（税抜0.08%）	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価

上記の他、指定投資信託証券について、以下の運用報酬がかかります。（平成27年3月末現在）

投資対象ファンド	HC Focus Fund 年率1.0%	投資対象ファンドにおける運用管理費用等
	AAAソブリン・ファンド 年率1.134%（税抜1.05%）	投資対象ファンドにおける運用管理費用等
実質的な負担	概ね年率2.31%程度（税込）	

投資対象ファンドである「HC Focus Fund」については、その他成功報酬として契約期間中ネット利益の20%（過去の月々基準価額の最高額をハイウォーターマークとし、月々基準価額がこれを上回った場合のみ、その差額の20%を徴収）がかかります。なお、実質的な信託報酬の概算値は目安であり、実際の投資信託証券の組入状況、運用状況によって変動します。

信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日及び毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁します。

信託報酬に対する消費税等相当額は、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

（４）【その他の手数料等】

売買・保管等に要する費用

ファンドの組入の有価証券等の売買に係る売買手数料等、信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用等、信託財産において一部解約に伴う支払資金の手当て等を目的として資金借入れの指図を行った場合の当該借入金の利息等、受託会社の立替えた立替金の利息、当該各費用にかかる消費税等相当額を、信託財産でご負担いただきます。

以外の諸経費

監査法人等に支払う信託財産の財務諸表の監査に要する費用及び有価証券届出書、有価証券報告書、目論見書、運用報告書等の法定書類の作成・印刷費用、ならびに当該費用にかかる消費税等相当額をあらかじめ合理的に見積もったうえで、信託財産の純資産総額に対して年率0.108%（税抜0.10%）を上限とする額を、かかる費用の合計額とみなして、実際または予想される金額を上限として、信託財産よりご負担いただきます。ただし、委託会社は信託財産の規模等を考慮して、信託の期中に、随時かかる諸費用の年率を見直して、これを変更することができます。かかる費用は、信託財産の計算期間を通じて毎日計上され、毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁されます。

上記の費用の他に、「HC Focus Fund」においては、その他管理報酬、年間登録手数料、登記手数料、日常的な経理・運営費用、業務の費用に付随する費用、監査法人への報酬、信託財産が負担する法律費用、運用会社の諸経費等がかかります。管理費その他のトラスティフィーは年間20,000米ドルとなり、ドル建てで四半期毎に支払われます。管理費として年率0.09%あるいは月額最低\$3,000が毎月発生します。「AAAソブリン・ファンド」においては、財務諸表の監査に要する費用及び法定書類の作成・印刷費用等（純資産総額に対して年率0.108%（税抜0.10%）上限）、売買・保管等に要する費用等がかかります。

その他の手数料等のうち料率・上限額等を表示していないものについては、定時または随時に見直されるものや、投資対象ファンドの売買条件や運用資産の状況等により異なるものであるため、事前に料率・上限額等を表示することができません。

上記（１）から（４）までの手数料等の合計額またはその上限については、ファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

（５）【課税上の取扱い】

課税上は株式投資信託として取扱われます。

日本の居住者（法人を含みます。）である受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなります（平成27年3月末現在）。詳しくは、販売会社にお問合わせください。

なお、今後、税法が改正された場合は、以下の内容が変更になることがあります。

個人の受益者に対する課税

収益分配金について

収益分配金（普通分配金）に対する源泉徴収税率は、原則20%（所得税15%、地方税5%）となります。ただし、平成49年12月31日までは、復興財源法に基づき所得税額に2.1%の税率を乗じた復興特別所得税が併せて徴収されます。各期間の税率は、以下の通りです。

平成49年12月31日まで	平成50年1月1日以降
20.315%（所得税15.315%、地方税5%）	20%（所得税15%、地方税5%）

- * 源泉徴収により申告不要制度が適用されますが、確定申告を行い総合課税または申告分離課税を選択することもできます。申告分離課税を選択した場合には、上場株式等の譲渡損との通算を行うことができます。また、通算してもなお控除しきれない損失の金額は翌年以降3年間にわたり、確定申告により株式等に係る譲渡所得に係る譲渡所得等の金額及び上場株式等に係る配当所得の金額から繰越控除することができます。なお、総合課税、申告分離課税の選択については、その選択により所得金額及び税額が不利になる可能性もありますので、詳細につきましては税務専門家に確認して頂くことをお勧め致します。
- * 源泉徴収選択口座（特定口座）をご利用の場合、その口座内において配当等の額から上場株式等の譲渡損失の金額を控除した金額に対して所得税、地方税の額が計算されます（確定申告不要）。

一部解約金、償還金について

解約価額または償還価額から取得に要した金額（申込手数料及び申込手数料に係る消費税等相当額を含みます。）を控除した差益（譲渡益）に、20%（所得税15%、地方税5%）の申告分離課税が適用されます。ただし、平成49年12月31日までは、復興財源法に基づき所得税額に2.1%の税率を乗じた復興特別所得税が併せて徴収されます。各期間の税率は、以下の通りです。

平成49年12月31日まで	平成50年1月1日以降
20.315%（所得税15.315%、地方税5%）	20%（所得税15%、地方税5%）

- * 一部解約金及び償還金については、上場株式等の譲渡所得等の収入金額として取り扱われ、上場株式等の譲渡所得等の損失が生じた場合には、上場株式等に係る配当所得（申告分離課税を選択した収益分配金、配当金に限ります。）と損益通算を行うことができます。
- * 源泉徴収選択口座（特定口座）をご利用の場合、その口座内において配当等の額から上場株式等の譲渡損失の金額を控除した金額に対して所得税、地方税の額が計算されます（確定申告不要）。

法人の受益者に対する課税

収益分配金について

収益分配金（普通分配金）に対する源泉徴収税率は、原則15%（所得税）となります。ただし、平成49年12月31日までは、復興財源法に基づき所得税額に2.1%の税率を乗じた復興特別所得税が併せて徴収されます。各期間の税率は、以下の通りです。

平成49年12月31日まで	平成50年1月1日以降
15.315%（所得税）	15%（所得税）

一部解約金、償還金について

解約価額または償還価額の個別元本超過額に対する源泉徴収税率は、原則15%（所得税）となります。ただし、平成49年12月31日までは、復興財源法に基づき所得税額に2.1%の税率を乗じた復興特別所得税が併せて徴収されます。各期間の税率は、以下の通りです。

平成49年12月31日まで	平成50年1月1日以降
15.315%（所得税）	15%（所得税）

- * 源泉徴収された所得税は、所有期間に応じて法人税額から控除される場合があります。

< 個別元本について >

追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料及び当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

ただし、個別元本は、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合などにより算出方法が異なる場合がありますので、販売会社にお問合わせください。

< 収益分配金の課税について >

追加型株式投資信託における収益分配金には、課税扱いになる「普通分配金」と非課税扱いになる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）があります。

受益者が収益分配金を受け取る際、イ．当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、ロ．当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

< FATCAの開示 >

外国口座税務コンプライアンス法

1986年アメリカ国内歳入法第1471条から第1474条（「FATCA」）は、新しい報告体制を課し、米国外の金融機関（「外国金融機関」又はFATCAに規定する「FFI」）が受け、又は行う、特定の支払いに対して30%の源泉徴収がされる場合があります。当投資信託はFFIに分類されます。

米国と日本の間には、FATCAに関して政府間合意（「IGA」）が発効しています。このIGAによって、当投資信託は、その受ける支払いからFATCAによる源泉徴収を受けないことが期待されます。さらに、当投資信託はその行う支払から、源泉徴収を行う必要がないことも期待されます。IGAのもとにおいても、米国内国歳入庁へ保有者の特定の情報を報告する必要がある場合があります。開示される情報は、投資家及びその直接又は間接的な受益者、実質的な所有者、被支配関係にある者の本人確認情報を含みますが、これに限られません。従って、上記のような情報の報告義務を投資信託委託会社が遵守するため、投資家は自己及びその直接又は間接的な受益者、実質的な所有者、被支配関係にある者についての情報に関する投資信託委託会社からの合理的な要求を遵守するよう求められることとなります。投資家がそのような要求を遵守しない場合、当投資信託からの支払いに関して当該投資家について源泉徴収又は控除がされることがあります。また、投資信託の一部解約、強制的な売却をされることもあります。

IRSサーキュラー230の遵守を確保するため、以下の通り各納税者に通知します。(A)ここに記載された税金に関する説明は、各納税者に課される米国連邦所得税に関する罰則を回避する目的で書かれたものではなく、また、そのために利用することはできません。(B)このような税金の記載はここに記載された取引や事項を促進又は勧誘することを支援するために書かれています。(C)納税者は独立した税務アドバイザーから当該納税者の個別の状況に基づいたアドバイスを受けるべきです。

配当控除、益金不算入制度の適用はありません。

少額投資非課税制度の適用が可能です。

少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合、毎年、年間100万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が5年間非課税となります。ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問合わせください。

税金の取扱いの詳細につきましては、税務専門家に確認していただくことをお勧めいたします。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

平成27年3月末現在

資産の種類	国/地域	時価合計（円）	投資比率（％）
投資信託受益証券	日本	90,058,293	6.98
	ケイマン諸島	1,106,681,648	85.80
	小計	1,196,739,941	92.78
現金・預金・その他の資産（負債控除後）		93,108,460	7.22
合計（純資産総額）		1,289,848,401	100.00

(注1) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(注2) 投資比率は、小数第3位以下を四捨五入してあります。

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

(評価額上位銘柄)

平成27年3月末現在

順位	国/地域	種類	銘柄名	通貨	口数	簿価単価 簿価金額	評価単価 評価金額	投資 比率 (%)
1	ケイマン 諸島	投資信託 受益証券	HC Focus Fund	米ドル	5,341.0199	1,768.5900 9,446,111.77	1,724.2588 9,209,300.56 (1,106,681,648)	85.80
2	日本	投資信託 受益証券	A A Aソブリン・ファンド	日本円	125,691,966	0.7185 90,309,677	0.7165 90,058,293	6.98

(注1) カッコ内は、邦貨換算評価額となっております。

(注2) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(注3) 投資比率は、小数第3位以下を四捨五入してあります。

(種類別の投資比率)

平成27年3月末現在

種類	国内/外国	投資比率（％）
投資信託受益証券	外国	85.80
投資信託受益証券	国内	6.98

(注1) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(注2) 投資比率は、小数第3位以下を四捨五入してあります。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3)【運用実績】

【純資産の推移】

平成26年3月末から平成27年3月末における各月末日ならびに各計算期間末日の純資産の推移は以下のとおりです。

年 月 日		純資産総額（百万円）		基準価額（円）	
		（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1期	（平成19年3月20日）	991	991	10,515	10,515
第2期	（平成20年3月21日）	657	657	7,635	7,635

第3期	（平成21年3月23日）	540	540	6,519	6,519
第4期	（平成22年3月23日）	694	694	8,484	8,484
第5期	（平成23年3月22日）	692	692	8,513	8,513
第6期	（平成24年3月21日）	716	716	8,220	8,220
第7期	（平成25年3月21日）	882	882	9,783	9,783
第8期	（平成26年3月20日）	949	1,035	11,001	12,001
第9期	（平成27年3月20日）	1,278	1,376	13,051	14,051
	平成26年3月末日	966		10,914	
	平成26年4月末日	969		10,855	
	平成26年5月末日	1,009		11,254	
	平成26年6月末日	1,021		11,340	
	平成26年7月末日	1,019		11,341	
	平成26年8月末日	1,034		11,646	
	平成26年9月末日	1,056		12,005	
	平成26年10月末日	1,087		11,822	
	平成26年11月末日	1,206		13,370	
	平成26年12月末日	1,262		13,581	
	平成27年1月末日	1,213		12,882	
	平成27年2月末日	1,310		13,730	
平成27年3月末日	1,289		12,709		

（注）上記の基準価額は、1万口当たりの純資産額です。

【分配の推移】

	1万口当たりの分配金（円）
第1期計算期末	-
第2期計算期末	-
第3期計算期末	-
第4期計算期末	-
第5期計算期末	-
第6期計算期末	-
第7期計算期末	-
第8期計算期末	1,000
第9期計算期末	1,000

【収益率の推移】

	収益率（％）	
第1期	（平成19年3月20日）	5.2
第2期	（平成20年3月21日）	27.4
第3期	（平成21年3月23日）	14.6
第4期	（平成22年3月23日）	30.1
第5期	（平成23年3月22日）	0.3

第6期	（平成24年3月21日）	3.4
第7期	（平成25年3月21日）	19.0
第8期	（平成26年3月20日）	22.7
第9期	（平成27年3月20日）	27.7

（注）各計算期間の収益率とは、計算期間末日の分配付基準価額から前期末日分配落基準価額を控除した額を前期末日分配落基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数をいいます。

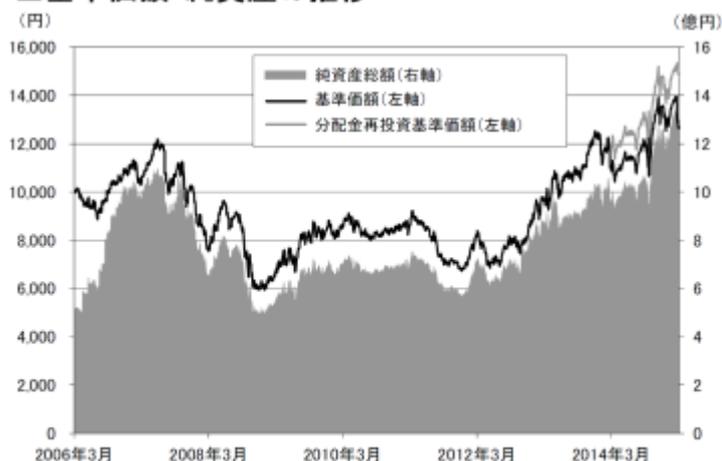
（４）【設定及び解約の実績】

当ファンドの設定日(平成18年3月27日)から第9期末(平成27年3月20日)までの販売及び一部解約の実績は次の通りです。

	設定口数	解約口数
第1期	1,018,640,000	75,780,000
第2期	174,170,000	255,810,000
第3期	31,960,000	63,790,000
第4期	24,560,000	35,360,000
第5期	56,569,874	61,735,300
第6期	112,143,195	53,582,363
第7期	188,583,870	158,941,434
第8期	199,537,726	237,938,440
第9期	270,581,189	154,053,605

<参考情報> 運用実績（2015年3月31日現在）

■基準価額・純資産の推移



※「分配金再投資基準価額」は、分配金(税引前)を再投資したものととして算出しております。

※基準価額は、信託報酬控除後です。

基準価額	12,709 円
純資産総額	1,289 百万円

※基準価額は1万口当たり

■分配の推移

2011年3月	0 円
2012年3月	0 円
2013年3月	0 円
2014年3月	1,000 円
2015年3月	1,000 円
設定来累計	2,000 円

※1万口当たり(税引前)

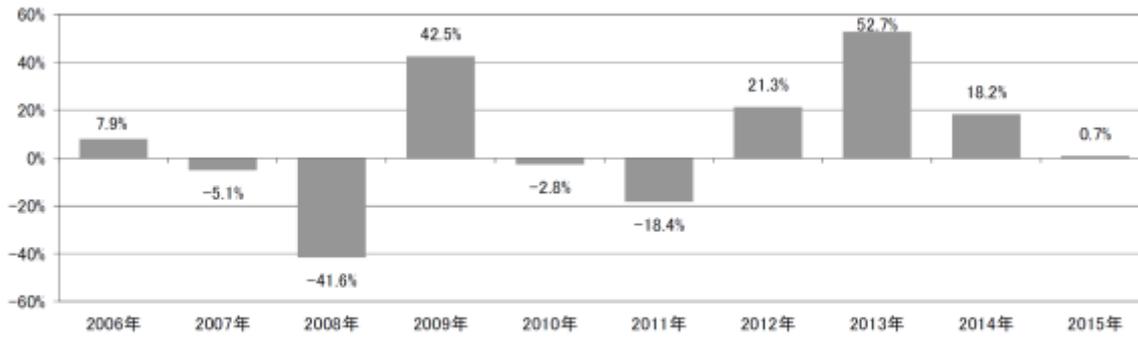
■主要な資産の状況

《投資状況》

銘柄名	種類	国/地域	通貨	純資産比率(%)
HC Focus Fund	投資信託受益証券	ケイマン諸島	米ドル	85.80
AAAソブリン・ファンド	投資信託受益証券	日本	日本円	6.98
現金・預金・その他の資産(負債控除後)				7.22
合計				100.00

※純資産比率とは、ファンドの純資産総額に対する比率です。

■年間収益率の推移



※設定日以降の収益率を暦年ベースで表示しております。2006年は設定日（2006年3月27日）から年末までの収益率、2015年は年初から3月末までの収益率です。

※収益率は、分配金（税引前）を再投資したもものとして算出しております。

※当ファンドにはベンチマークはありません。

*ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果をお約束するものではありません。

*運用実績は、別途月次等で適時開示しており、委託会社のホームページまたは販売会社でご確認いただけます。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

お申込みに際しては、販売会社所定の方法にてお申込みください。

お申込みの受付は、原則として毎営業日の午後3時までに行われ、かつ販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日のお申込受付分として取扱います。なお、午後3時を過ぎてのお申込みは翌営業日の取り扱いとさせていただきます。ただし、米国及びケイマンの休業日は、お申込みの受付は行いません。

お申込単位につきましては、販売会社にお問合わせください。

お申込価額は、取得申込受付日の翌々営業日の基準価額とします。

申込手数料率は、3.24%（税抜3.0%）を上限に、販売会社が別に定めるものとします。

当該申込手数料にかかる消費税等相当額が含まれています。なお、消費税率に応じて変更となることがあります。

委託会社は、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所及び金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場を「取引所」といい、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行う市場及び当該市場を開設するものを「金融商品取引所」といいます。以下同じ。）等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、取得申込みの受付を中止すること及びすでに受付けた取得申込みの受付を取消することができます。

取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

2【換金（解約）手続等】

換金のお申込みに際しては、販売会社所定の方法にてお申込みください。

換金のお申込みの受付は、原則として毎営業日の午後3時までに行われ、かつ販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の換金申込受付分として取扱います。なお、午後3時を過ぎての換金のお申込みは翌営業日の取り扱いとさせていただきます。ただし、米国及びケイマンの休業日は、お申込みの受付は行いません。

換金（解約）単位につきましては、販売会社にお問合わせください。

解約価額は、換金申込受付日の翌々営業日の基準価額から信託財産留保額を控除した額（換金申込受付日の翌々営業日の基準価額に0.3%を乗じた金額）とします。

解約価額についてのお問合わせは、販売会社または委託会社までご連絡ください。

《委託会社へのお問合わせ先》

BNPパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社

電話番号：0120-996-222

受付時間：毎営業日 午前10時～午後5時

ホームページ：<http://www.bnpparibas-ip.jp/>

換金代金は、換金申込受付日から起算して、原則として7営業日目から販売会社にてお支払いします。

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、換金請求の受付を中止すること及びすでに受付けた換金請求の受付を取消することができます。

の規定により換金請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の換金請求を撤回できます。ただし、受益者がその換金請求を撤回しない場合には、当該受益権の解約価額は、当該換金請求の受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に換金請求を受付けたものとしての規定に準じて計算された価額とします。

換金の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の

記載または記録が行われます。換金の請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行うものとします。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

a. 基準価額の算出方法

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令及び一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（純資産総額）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

ファンドの主な投資対象の評価方法は以下の通りです。

公社債等：原則として、基準価額計算日における以下のいずれかの価額で評価します。

(a) 日本証券業協会発表の店頭売買参考統計値（平均値）

(b) 第一種金融商品取引業者、銀行等の提示する価額

(c) 価格情報会社の提供する価額

残存期間1年以内の公社債等については、一部償却原価法（アキュムレーションまたはアモチゼーション）による評価を適用することができます。

外貨建資産（外国通貨表示の有価証券、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）：円換算は、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

投資信託受益証券：原則として、金融商品取引所等に上場されているものについては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、または金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しており、金融商品取引所等に上場されていないものについては、投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価します。

b. 基準価額の算出頻度と照会方法

基準価額は、委託会社の営業日において日々算出され、委託会社及び販売会社で入手できます。基準価額は、販売会社または委託会社にお問合わせいただければ、いつでもお知らせいたします。また、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞にも掲載されます。（掲載名「自由女神」）

《委託会社へのお問合わせ先》

BNPパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社

電話番号：0120-996-222

受付時間：毎営業日 午前10時～午後5時

ホームページ：<http://www.bnpparibas-ip/>

(2)【保管】

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、受益証券を発行しませんので、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

(3)【信託期間】

無期限とします。

ただし、受益権口数が10億口を下回ることとなった場合、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、信託約款の規定により、信託を終了する場合があります。

(4)【計算期間】

原則として、毎年3月21日から翌年3月20日とします。ただし、各計算期間終了日が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始します。

(5)【その他】

ファンドの償還条件

(イ) 委託会社は、信託期間中において、信託契約の一部を解約することにより受益権の残存口数が10億口を下回ることとなった場合、または信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において委託会社はあらかじめ解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- (ロ) 委託会社は、(イ)の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
- (ハ) (ロ)の公告及び書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- (ニ) (ハ)の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるとときは、(イ)の信託契約の解約をしません。
- (ホ) 委託会社は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨及びその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- (ヘ) (ハ)から(ホ)までの規定は、信託財産の状況に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、(ハ)の一定の期間が一月を下らずにその公告及び書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

信託契約に関する監督官庁の命令等

- a. (イ) 委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約または信託約款の変更の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させ、または信託約款を変更します。
- (ロ) 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託契約の信託約款を変更しようとするときは、後述 信託約款の変更の規定にしたがいます。
- b. (イ) 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したとき、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。
- (ロ) (イ)の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、この信託は、後述 信託約款の変更dに該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
- c. 委託会社は、事業の全部又は一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。委託会社は、分割により事業の全部又は一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。
- d. 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、後述 信託約款の変更の規定にしたがい新受託会社を選任します。受託会社が辞任した後、委託会社が新受託会社を選任できないとき、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

信託約款の変更

- a. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨及びその内容を監督官庁に届け出ます。
- b. 委託会社は、aの変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨及びその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- c. bの公告及び書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- d. cの一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるとときは、aの信託約款の変更をしません。
- e. 委託会社は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨及びその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

反対者の買取請求権

この信託契約の解約または信託約款の変更を行う場合において、上記 (ハ)、 cの一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取すべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容及び買取請求の手續に関する事項は、上記 (ロ)、 bに規定する公告または書面に付記します。

運用報告書の作成

委託会社は、法令の定めるところにより、計算期間終了時及び償還時に交付運用報告書を作成し、知れている受益者に交付します。

関係法人との契約の更改に関する事項

委託会社と販売会社との間で締結された「証券投資信託受益権の取扱い等に関する契約書」(別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含みます。)の有効期間は、契約締結日から1年とし、契約満了日1ヵ月前までに委託会社または販売会社からの意思表示がないときは、自動的に1年間更新され、自動延長後も同様に取り扱います。

公告

委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<http://www.bnpparibas-ip.jp/>

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

信託約款に関する疑義の取扱い

信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託会社と受託会社との協議により定めます。

4【受益者の権利等】

- (1) 当ファンドの信託契約締結当初の受益者は、委託会社の指定する受益権取得申込者とし、均等に分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。
- (2) 収益分配金に対する権利
当ファンドの収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、)に、原則として、決算日から起算して5営業日までに支払いを開始します。自動けいぞく投資契約に基づき収益分配金を再投資する場合には、収益分配金は税引き後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。
受益者は、支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。
収益分配金の支払いは、販売会社の営業所等にて行うものとします。
- (3) 償還金に対する権利
当ファンドの償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、)に、原則として、償還日から起算して5営業日までに支払いを開始します。
受益者が、信託終了による償還金については支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。
償還金の支払いは、販売会社の営業所等にて行うものとします。
- (4) 受益権の換金(解約)請求権
受益者は、自己に帰属する受益権について、換金することができます。権利行使の方法等については、前述の「第2 管理及び運営 2 換金(解約)手続等」をご参照ください。
換金代金の支払いは、販売会社の営業所等にて行うものとします。
- (5) 帳簿閲覧権
受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に当ファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧及び謄写の請求をすることができます。

第3【ファンドの経理状況】

(1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第9期計算期間（平成26年3月21日から平成27年3月20日まで）の財務諸表について、あらた監査法人により監査を受けております。

1【財務諸表】

ホリコ・フォーカス・ファンド

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第8期 (平成26年3月20日現在)	第9期 (平成27年3月20日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	122,129,287	155,733,399
投資信託受益証券	921,036,219	1,230,927,673
未収配当金	511,671	-
未収利息	100	42
流動資産合計	1,043,677,277	1,386,661,114
資産合計	1,043,677,277	1,386,661,114
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	86,322,712	97,975,471
未払解約金	704,510	1,269,773
未払受託者報酬	404,919	509,833
未払委託者報酬	5,668,753	7,137,555
その他未払費用	982,187	1,118,053
流動負債合計	94,083,081	108,010,685
負債合計	94,083,081	108,010,685
純資産の部		
元本等		
元本	863,227,128 ^{1, 2}	979,754,712 ^{1, 2}
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金()	86,367,068	298,895,717
(分配準備積立金)	109,100,362	256,285,220
元本等合計	949,594,196	1,278,650,429
純資産合計	949,594,196	1,278,650,429
負債純資産合計	1,043,677,277	1,386,661,114

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第 8 期		第 9 期	
	自	平成25年 3月22日 至 平成26年 3月20日	自	平成26年 3月21日 至 平成27年 3月20日
営業収益				
受取配当金		4,320,942		5,782,709
受取利息		6,759		6,638
有価証券売買等損益		146,346,008		138,193,801
為替差損益		52,346,369		153,612,653
営業収益合計		203,020,078		297,595,801
営業費用				
受託者報酬		785,935		946,596
委託者報酬		11,002,997		13,252,204
その他費用		982,187		1,118,053
営業費用合計		12,771,119		15,316,853
営業利益又は営業損失（ ）		190,248,959		282,278,948
経常利益又は経常損失（ ）		190,248,959		282,278,948
当期純利益又は当期純損失（ ）		190,248,959		282,278,948
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）		28,392,458		20,387,779
期首剰余金又は期首欠損金（ ）		19,564,504		86,367,068
剰余金増加額又は欠損金減少額		30,397,783		65,132,344
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		3,978,621		-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		26,419,162		65,132,344
剰余金減少額又は欠損金増加額		-		16,519,393
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		-		16,519,393
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		-		-
分配金		1 86,322,712		1 97,975,471
期末剰余金又は期末欠損金（ ）		86,367,068		298,895,717

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、投資信託受益証券の基準価額で評価しております。
2. デリバティブの評価基準及び評価方法	為替予約取引 個別法に基づき、原則としてわが国における計算期間末日の対顧客先物相場の仲値で評価しております。
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)第60条及び第61条に基づき処理しております。

(貸借対照表に関する注記)

第8期 (平成26年3月20日現在)		第9期 (平成27年3月20日現在)	
1 期首元本額	901,627,842円	1 期首元本額	863,227,128円
期中追加設定元本額	199,537,726円	期中追加設定元本額	270,581,189円
期中解約元本額	237,938,440円	期中解約元本額	154,053,605円
2 計算期間末における受益権の総数	863,227,128口	2 計算期間末における受益権の総数	979,754,712口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第8期 自 平成25年3月22日 至 平成26年3月20日	
1 分配金の計算過程 (自 平成25年3月22日 至 平成26年3月20日)	
計算期間末における解約に伴う当期純損益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(3,686,601円)、解約に伴う当期純損益金額分配後の有価証券売買等損益から、費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(158,169,900円)、信託約款に規定される収益調整金(37,339,115円)及び分配準備積立金(33,566,573円)より分配対象収益は232,762,189円(1万口当たり2,696.40円)であり、うち86,322,712円(1万口当たり1,000.00円)を分配金額としております。	
第9期 自 平成26年3月21日 至 平成27年3月20日	
1 分配金の計算過程 (自 平成26年3月21日 至 平成27年3月20日)	

計算期間末における解約に伴う当期純損益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（5,104,498円）、解約に伴う当期純損益金額分配後の有価証券売買等損益から、費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（256,786,671円）、信託約款に規定される収益調整金（74,893,284円）及び分配準備積立金（92,369,522円）より分配対象収益は429,153,975円（1万口当たり4,380.20円）であり、うち97,975,471円（1万口当たり1,000.00円）を分配金額としております。

（金融商品に関する注記）

金融商品の状況に関する事項

1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対する投資を行っております。
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券（投資信託受益証券）、デリバティブ取引（為替予約）、金銭債権及び金銭債務であります。これらは、価格変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、流動性リスク、信用リスクを有しております。 当ファンドが行うデリバティブ取引については、保有外貨建資産の売買代金、分配金、償還金等の受取または支払のために為替予約を行っております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	委託会社では、金融商品に係るリスク全般について、複数の部署及び会議体において組織的に管理を行っております。これら金融商品に係るリスクについては、パフォーマンス評価及び投資運用委員会により定期的に検証を行い、その結果に基づき関連所轄部門に対する是正勧告を行っております。また、運用部門及びプロダクト部門においては、運用管理の一環として、個別銘柄のチェックやポートフォリオのモニタリングを行っております。さらに、フロント・オフィスとバック・オフィスが分離されていることに加えて、独立した管理部門及び法務・コンプライアンス部によるリスク管理体制が敷かれています。
4. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

金融商品の時価等に関する事項

	第8期 (平成26年3月20日現在)	第9期 (平成27年3月20日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。 (2)デリバティブ取引	(1)有価証券 同左 (2)デリバティブ取引

	(3)上記以外の金融商品 コール・ローン等の金銭債権 及び金銭債務については、短期 間で決済されることから、当該 帳簿価額を時価としておりま す。	(3)上記以外の金融商品 同左
--	------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------

（有価証券に関する注記）

第8期（平成26年3月20日現在）

売買目的有価証券

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	136,569,941 円
合計	136,569,941 円

第9期（平成27年3月20日現在）

売買目的有価証券

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	138,508,924 円
合計	138,508,924 円

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（一口当たり情報に関する注記）

第8期 （平成26年3月20日現在）		第9期 （平成27年3月20日現在）	
一口当たり純資産額	1.1001 円	一口当たり純資産額	1.3051 円
（一万口当たり純資産額	11,001 円）	（一万口当たり純資産額	13,051 円）

（4）【附属明細表】

第1 有価証券明細表

株式

該当事項はありません。

株式以外の有価証券

種類	銘柄	券面総額	評価額		備考
			単価	金額	
投資信託 受益証券	A A Aソブリン・ファンド	125,691,966	0.7185円	90,309,677円	
	日本円 小計	125,691,966		90,309,677円	
投資信託 受益証券	H Cフォーカス・ファンド	5,341.0199	USD 1,768.5970	USD 9,446,111.77	
	米ドル 小計	5,341.0199		USD 9,446,111.77 (1,140,617,996円)	
投資信託受益証券 合計				1,230,927,673円 (1,140,617,996円)	
合計				1,230,927,673円 (1,140,617,996円)	

(注1) 投資信託受益証券における券面総額欄の数字は、証券数を表示しております。

(注2) 通貨種類ごとの小計欄の()内は、邦貨換算額(単位:円)であります。

(注3) 合計欄における()内の金額は、外貨建有価証券の邦貨換算額の合計額であり、内数で表示しております。

(注4) 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入投資信託受益証券時価比率	合計金額に対する比率
米ドル	投資信託受益証券 1銘柄	100.00%	100.00%

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考)

当ファンドは、「A A Aソブリン・ファンド」及び「HC Focus Fund」の投資信託受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「投資信託受益証券」は、すべて上記投資信託の受益証券です。

なお、同投資信託の状況は以下のとおりです。

1. 「A A Aソブリン・ファンド」の状況

なお、以下に記載した情報は監査対象外です。

(1) 貸借対照表

区分	注記 番号	(平成26年3月19日現在)	(平成27年3月19日現在)
		金額(円)	金額(円)
資産の部			
流動資産			
預金		4,192,671	286,625
派生商品評価勘定			675,322
コール・ローン		4,262,485	15,271,449
国債証券		1,341,377,657	1,203,317,917
未収入金		100,314,499	87,298,899

未収利息		22,286,375	7,564,257
前払費用		3,086,345	7,410,236
その他未収収益		820,937	1,123,256
流動資産合計		1,476,340,969	1,322,947,961
資産合計		1,476,340,969	1,322,947,961
負債の部			
流動負債			
派生商品評価勘定		761,210	321,360
未払解約金		102,094,124	80,710,549
未払受託者報酬		4,088	5,726
未払委託者報酬		81,754	114,523
その他未払費用		8,174	11,449
流動負債合計		102,949,350	81,163,607
負債合計		102,949,350	81,163,607
純資産の部			
元本等			
元本		1,923,439,277	1,728,350,779
剰余金			
剰余金又は欠損金()		550,047,658	486,566,425
元本等合計		1,373,391,619	1,241,784,354
純資産合計		1,373,391,619	1,241,784,354
負債純資産合計		1,476,340,969	1,322,947,961

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>国債証券 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。</p> <p>(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として、金融商品取引所等における計算期間末日の最終相場（外貨建証券の場合は計算期間末日において知りうる直近の日の最終相場）で評価しております。</p> <p>計算期間末日に当該金融商品取引所等の最終相場がない場合は、当該金融商品取引所等における直近の日の最終相場で評価しておりますが、直近の日の最終相場によることが適当でないと認められた場合は、当該金融商品取引所等における計算期間末日又は直近の日の気配相場で評価しております。</p> <p>(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 当該有価証券については、原則として、金融機関の提示する価額（但し、売気配相場は使用しない）、又は価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。</p> <p>(3) 時価が入手できなかった有価証券 適切な時価を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額、もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。</p>
--------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引 個別法に基づき、原則としてわが国における計算期間末日の対顧客先物相場の仲値で評価しております。
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条及び第61条に基づき処理しております。

（一口当たり情報に関する注記）

（平成26年3月19日現在）		（平成27年3月19日現在）	
一口当たり純資産額	0.7140 円	一口当たり純資産額	0.7185 円
（一万口当たり純資産額	7,140 円）	（一万口当たり純資産額	7,185 円）

（3）附属明細表

第1 有価証券明細表

株式

該当事項はありません。

株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考	
国債証券	カナダドル	CANADA-GOV ' T 4.5% 20150601	1,600,000.00	1,612,688.00		
		カナダドル 小計	1,600,000.00	1,612,688.00 (154,156,845)		
	豪ドル	AUSTRALIAN GOVT. 4.25% 20170721	1,500,000.00	1,582,462.50		
		豪ドル 小計	1,500,000.00	1,582,462.50 (147,738,699)		
	ニュージーランドドル	NEW ZEALAND GVT 6% 20171215	3,140,000.00	3,374,196.90		
		ニュージーランドドル 小計	3,140,000.00	3,374,196.90 (304,116,366)		
	米ドル	US TREASURY 20160930	3,700,000.00	3,732,952.20		
		米ドル 小計	3,700,000.00	3,732,952.20 (447,170,344)		
	ノルウェークローネ	NORWEGIAN GOV ' T 4.25% 20170519	9,500,000.00	10,227,225.00		
		ノルウェークローネ 小計	9,500,000.00	10,227,225.00 (150,135,663)		
			国債合計		1,203,317,917 (1,203,317,917)	
			合計		1,203,317,917 (1,203,317,917)	

（注1）通貨種類ごとの小計欄の（ ）内は、邦貨換算額（単位：円）であります。

（注2）合計欄における（ ）内の金額は、外貨建有価証券の邦貨換算額の合計額であり、内数で表示しております。

（注3）外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入債券時価比率	合計金額に対する比率
カナダドル	国債証券 1銘柄	100.00 %	12.81 %

豪ドル	国債証券 1 銘柄	100.00 %	12.28 %
ニュージーランドドル	国債証券 1 銘柄	100.00 %	25.27 %
米ドル	国債証券 1 銘柄	100.00 %	37.16 %
ノルウェークローネ	国債証券 1 銘柄	100.00 %	12.48 %

第2 信用取引契約残高明細表
該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
取引の時価等に関する事項
通貨関連

(単位：円)

(平成27年3月19日現在)					
区分	種類	契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		
市場取引 以外の取引	為替予約取引				
	売建				
	米ドル	49,150,288	-	48,474,966	675,322
	豪ドル	19,631,258	-	19,808,870	177,612
	ニュージーランドドル	19,484,388	-	19,628,136	143,748
	売建 合計	88,265,934	-	87,911,972	353,962

注) 時価の算定方法

(1) 計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しています。

計算期間末日において為替予約の受渡日（以下「当該日」という）の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しています。

計算期間末日において当該日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっています。

- ・ 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物売買相場の仲値をもとに計算したレートにより評価しています。
- ・ 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値を用いています。

(2) 計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値で評価しています。

(3) 換算において円未満の端数は切捨てています。

2. 「HC Focus Fund」の状況

以下に記載した情報は、委託会社が同信託の委託会社であるHoriko Capital Management LLCからの情報に基づき、平成25年12月31日及び平成26年12月31日の状況を掲載したものです。従って、現地の法律に基づいて作成された正式財務諸表とは、同一の様式ではありません。

なお、以下に記載した情報は監査対象外です。

(1) 貸借対照表

区分	注記 番号	(平成25年12月31日現在)	(平成26年12月31日現在)
		金額 (USD)	金額 (USD)
資産の部			
流動資産			

有価証券		59,960,864.00	63,183,993.00
現金		10,768,610.00	8,491,483.00
デリバティブ債権		1,153,159.00	
未収配当金		150,566.00	5,300.00
その他資産		12,102.00	
流動資産合計		72,045,301.00	71,680,776.00
資産合計		72,045,301.00	71,680,776.00
負債の部			
流動負債			
信用売証券		8,002,779.00	3,664,810.00
証拠金		11,344,535.00	8,044,439.00
未払解約金		500,000.00	
未払配当金及び未払利息		1,351.00	130,338.00
未払マネージメント・フィー 及び未払成功報酬		1,463,561.00	924,281.00
その他未払金及び未払費用		45,985.00	32,311.00
流動負債合計		21,358,211.00	12,796,179.00
負債合計		21,358,211.00	12,796,179.00
純資産の部			
元本等			
元本		86,739,680.00	137,233,330.00
剰余金			
剰余金又は欠損金()		36,052,590.00	78,348,733.00
元本等合計		50,687,090.00	58,884,597.00
純資産合計		50,687,090.00	58,884,597.00
負債純資産合計		72,045,301.00	71,680,776.00

(2) 注記表

(一口当たり情報に関する注記)

(平成25年12月31日現在)		(平成26年12月31日現在)	
一口当たり純資産額	USD 584.35	一口当たり純資産額	USD 429.08

(3) 有価証券組入明細

(米ドル建て)

種類/銘柄	数量	評価額	純資産比率(%)
株式			
アメリカ			
Consumer, Discretionary			
American Airlines Group, Inc.	83,016	4,452,148.00	7.60
Other		1,726,474.00	2.90
Communications			
EBAY Inc.	84,669	4,751,624.00	8.10

Facebook, Inc.	39,982	3,119,396.00	5.30
FTD Group Inc.	86,286	3,004,479.00	5.10
T-Mobile US Inc.	117,874	3,175,526.00	5.40
Consumer, Non-cyclical		2,718,772.00	4.60
Energy		2,742,955.00	4.70
Financial			
Bank of America Corp.	183,332	3,279,810.00	5.60
Citigroup Inc.	78,476	4,246,336.00	7.20
Other		7,867,741.00	13.40
Technology			
Apple Inc.	80,659	8,903,140.00	15.10
日本			
Consumer, Cyclical			
Japan Ariline Co,Ltd.	243,682	7,329,467.00	12.40
イギリス			
Communications		1,032,620.00	1.80
合計		58,350,488.00	99.20
上場投資信託			
アメリカ			
Index Funds			
VelocityShares Daily Inverse VIX Short-Term ETN	109,128	3,398,246.00	5.80
合計		3,398,246.00	5.80
ワラント			
アメリカ			
Consumer Goods		1,435,259.00	2.40
合計		1,435,259.00	2.40
信用売証券			
株式			
アメリカ			
Technology		1,549,592.00	2.60
ブラジル			
Basic Materials		785,018.00	1.30
小計		2,334,610.00	3.90

上場投資信託			
アメリカ			
Index Funds		1,330,200	2.30
小計		1,330,200	2.30
合計		3,664,810.00	6.20

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】平成27年3月31日

資産総額	1,291,460,314 円
負債総額	1,611,913 円
純資産総額（ - ）	1,289,848,401 円
発行済数量	1,014,890,592 口
1口当たり純資産額（ / ）	1.2709 円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 名義書換の手続き等

該当事項はありません。

当ファンドのすべての受益権は、振替受益権であり、委託会社は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

(2) 受益者等に対する特典

該当事項はありません。

(3) 譲渡制限の内容

譲渡制限はありません。

(4) 受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

上記の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少及び譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

上記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(5) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社及び受託会社に対抗することができません。

(6) 受益権の再分割

委託会社は、受益権の再分割を行いません。ただし、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(7) 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金及び償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

第二部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

a. 資本金の額（平成27年3月末現在）

資本金の額	1億円
発行株式総数	50,000株
発行済株式総数	39,000株

（最近5年間における資本金の額の増減）

平成25年3月18日に2億5,000万円の増資

平成25年3月21日に6億円の減資

平成26年4月18日に2億5,000万円の増資

平成26年8月1日に2億5,000万円の減資

b. 委託会社等の機構（平成27年3月末現在）

- (1) 3名以上の取締役が、株主総会において選任されます。取締役の選任は、発行済株式総数の3分の1以上に当たる株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行い、累積投票によらないものとします。

取締役の任期は、就任後2年以内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとし、欠員の補充または増員により就任した取締役の任期は、他の取締役の残存任期と同一です。

取締役会は、取締役中より代表取締役1名以上を選任します。また、取締役の中から役付取締役を選任することができます。

取締役会は、代表取締役が招集し、議長となります。代表取締役に事故ある時、または代表取締役が取締役会を招集しようとし、議長となろうとしない時は、取締役会が予め定めた順序に従い、他の取締役がこれに代わります。取締役会の招集通知は、会日の1週間前にこれを発します。取締役及び監査役全員の一致の同意がある時は、招集通知を省略し、または招集期間を短縮することができます。

取締役会は、法令または定款に定める事項の他、業務執行に関する重要事項を決定します。その決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって行います。

(2) 運用の意思決定プロセス

運用部門が独自に行う調査及びBNPパリバグループの資産運用部門が提供する内外の経済情勢及び個別企業の分析情報に基づき、運用部門において投資環境（内外経済・産業動向・株式及び債券市場・為替市場等）の分析を行います。

運用部門のファンド・マネジャーは、以上の分析結果をふまえ、各ファンドの運用の基本方針にしたがって具体的な投資方針を決定し、その投資方針に基づく具体的な運用戦略や投資計画を作成し実際の投資行動を行います。

運用を外部に委託するファンドにおいては、原則として、委託先が約款上の運用の基本方針にしたがって独自に運用戦略や投資計画を作成し運用の指図を行います。

運用内容やファンド・マネジャーの投資行動のチェックは、運用部門から独立した管理部門のスタッフがこれを担当し、運用部門へのフィードバック及び担当取締役への報告を行うことにより、質の高い運用体制を維持できるように努めます。

2【事業の内容及び営業の概況】

委託会社は、投資信託及び投資法人に関する法律に定める投資信託委託会社として、証券投資信託の設定を行うとともに、金融商品取引法に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また金融商品取引法に定める投資助言・代理業務及び第二種金融商品取引業務を行っています。

委託会社が運用するファンドの本数及び純資産総額合計額は以下の通りです。（平成27年3月末現在）

種類	ファンド数（本）	純資産総額合計額(単位：億円)
追加型株式投資信託	39	1,728
追加型公社債投資信託	0	0
単位型株式投資信託	11	147
単位型公社債投資信託	9	162
合計	59	2,038

純資産総額合計額の金額については、億円未満の端数を切り捨てて記載しており、表中の個々の金額と合計欄の金額は一致しないことがあります。

3【委託会社等の経理状況】

1. 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

なお、第16期事業年度（平成25年4月1日から平成26年3月31日まで）の財務諸表に含まれる比較情報については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」（平成24年9月21日内閣府令第61号）附則第2条第2項により、改正前の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

また、当社の中間財務諸表は「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。）並びに同規則第38条及び第57条に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

財務諸表及び中間財務諸表の金額については、千円未満を切り捨てて記載しております。

2. 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第16期事業年度（平成25年4月1日から平成26年3月31日まで）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。第17期事業年度（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）に係る中間会計期間（平成26年4月1日から平成26年9月30日まで）の中間財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任監査法人トーマツによる中間監査を受けております。

(1) 【貸借対照表】

期別		第15期 (平成25年3月31日現在)		第16期 (平成26年3月31日現在)	
資産の部					
科目	注記 番号	内訳	金額	内訳	金額
		千円	千円	千円	千円
流動資産					
預金	* 2		1,084,312		400,821
前払費用			18,974		19,777
未収委託者報酬			570,278		402,271
未収運用受託報酬			166,393		117,605
未収投資助言報酬			38,295		202,273
未収収益			308,170		355,583
未収入金			2,201		1,475
立替金			21,529		10,571
未収消費税等			2,538		-
1年以内回収予定差入保証金			223,121		-
流動資産計			2,435,815		1,510,380
固定資産					
有形固定資産			130,599		195,444
建物	* 1	129,234		190,332	
器具備品	* 1	1,365		5,112	
無形固定資産			46,277		1,684
ソフトウェア		2,705		1,684	
のれん		43,571		-	
投資その他の資産			22,775		24,418
長期差入保証金		16,775		18,418	
その他		6,000		6,000	
固定資産計			199,652		221,547
資産合計			2,635,467		1,731,928

期別		第15期 (平成25年3月31日現在)		第16期 (平成26年3月31日現在)	
負債の部					
科目	注記 番号	内訳	金額	内訳	金額
		千円	千円	千円	千円
流動負債					
預り金			109,344		94,699
未払金			721,691		566,890
未払手数料		385,865		235,424	
未払委託調査費		146,915		223,426	
その他未払金		188,911		108,039	
未払費用			341,986		342,110
未払法人税等			3,800		3,799
賞与引当金			34,179		40,477
役員賞与引当金			22,763		17,652
1年以内返済予定預り敷金			217,532		-
保証金					
流動負債計			1,451,298		1,065,630
固定負債					
繰延税金負債			16,646		32,644
退職給付引当金			318,280		306,097
役員退職慰労引当金			148,011		151,389
資産除去債務			52,926		100,614
固定負債計			535,865		590,746
負債合計			1,987,164		1,656,376
純資産の部					
科目	注記 番号	内訳	金額	内訳	金額
		千円	千円	千円	千円
株主資本					
資本金			100,000		100,000
資本剰余金			1,385,918		548,303
資本準備金		257,777		257,777	
その他資本剰余金		1,128,140		290,526	
利益剰余金			837,614		572,751
その他利益剰余金					
繰越利益剰余金		837,614		572,751	
株主資本合計			648,303		75,551
純資産合計			648,303		75,551
負債・純資産合計			2,635,467		1,731,928

（ 2 ） 【 損益計算書 】

期別		第15期 自平成24年4月1日 至平成25年3月31日		第16期 自平成25年4月1日 至平成26年3月31日		
		科目	注記 番号	内訳	金額	内訳
			千円	千円	千円	千円
営業収益						
委託者報酬				2,072,530		2,082,527
運用受託報酬				562,776		488,796
投資助言報酬				165,580		167,533
その他営業収益				980,569		852,656
営業収益計				3,781,457		3,591,513
営業費用						
支払手数料				1,088,005		878,755
広告宣伝費				8,938		2,689
調査費				490,950		678,863
調査研究費			64,091		65,433	
委託調査費			426,859		613,430	
委託計算費				179,782		138,519
営業雑経費				44,249		51,203
印刷費			38,362		47,001	
協会費			5,886		4,201	
営業費用計				1,811,927		1,750,031
一般管理費						
給料				1,305,048		1,155,345
役員報酬			95,198		98,869	
給料・手当			1,113,852		906,049	
賞与			95,997		150,426	
業務委託費				465,800		603,856
交際費				1,483		2,681
旅費交通費				34,076		22,845
租税公課				3,684		3,506
不動産賃借料				267,895		231,949
賞与引当金繰入額				24,417		39,232
役員賞与引当金繰入額				6,903		-
退職給付費用				98,950		80,343
役員退職慰労引当金繰入額				3,482		3,377
固定資産減価償却費				12,311		15,153
のれん償却費				104,571		43,571
諸経費				250,301		134,438
一般管理費計				2,578,927		2,336,301
営業利益又は営業損失 ()				609,397		494,819

期別		第15期 自平成24年4月1日 至平成25年3月31日		第16期 自平成25年4月1日 至平成26年3月31日		
		科目	注記 番号	内訳	金額	内訳
			千円	千円	千円	千円
営業外収益						
受取利息				2		3
為替差益				-		719
雑益				11,573		23,096
営業外収益計				11,576		23,819
営業外費用						
為替差損				51,697		-
株式交付費				1,750		-
雑損失				8,450		12,722
営業外費用計				61,897		12,722
経常利益又は経常損失 ()				659,718		483,722
特別損失						
割増退職金				175,900		69,231
特別損失計				175,900		69,231
税引前当期純利益又は税引 前当期純損失()				835,619		552,953
法人税、住民税及び事業税			3,800		3,800	
法人税等調整額			1,804	1,995	15,998	19,798
当期純利益又は当期純損失 ()				837,614		572,751

（ 3 ） 【株主資本等変動計算書】

第15期

自 平成24年 4 月 1 日

至 平成25年 3 月31日

（単位：千円）

	株主資本								純資産 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			株主資本 合計	
		資本準備 金	その他資 本剰余金	資本剰余 金合計	利益準備 金	その他利 益剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計		
当期首残高	450,000	7,777	1,907,867	1,915,644	75,500	1,455,226	1,379,726	985,918	985,918
当期変動額									
新株の発行	250,000	250,000		250,000				500,000	500,000
減資	600,000		600,000	600,000				-	-
利益準備金の取崩					75,500	75,500	-	-	-
欠損填補			1,379,726	1,379,726		1,379,726	1,379,726	-	-
当期純損失						837,614	837,614	837,614	837,614
当期変動額合計	350,000	250,000	779,726	529,726	75,500	617,611	542,111	337,614	337,614
当期末残高	100,000	257,777	1,128,140	1,385,918	-	837,614	837,614	648,303	648,303

第16期

自 平成25年 4 月 1 日

至 平成26年 3 月31日

（単位：千円）

	株主資本								純資産 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			株主資本 合計	
		資本準備 金	その他資 本剰余金	資本剰余 金合計	その他利 益剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計			
当期首残高	100,000	257,777	1,128,140	1,385,918	837,614	837,614	648,303	648,303	
当期変動額									
欠損填補			837,614	837,614	837,614	837,614		-	-
当期純損失						572,751	572,751	572,751	572,751
当期変動額合計	-	-	837,614	837,614	264,863	264,863	572,751	572,751	
当期末残高	100,000	257,777	290,526	548,303	572,751	572,751	75,551	75,551	

重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>その他有価証券 時価のないもの 移動平均法による原価法を採用しております。</p>
2. 固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 有形固定資産 定額法により償却しております。 なお、耐用年数は、建物については主として6年～18年、器具備品については主として3年～17年であります。</p> <p>(2) 無形固定資産 定額法により償却しております。 なお、ソフトウェア（自社利用）については、社内における見込み利用可能期間（5年）としております。 また、のれんについては5年間の期間均等償却にしております。</p>
3. 繰延資産の処理方法	<p>株式交付費 支払時に費用処理しております。</p>
4. 引当金の計上基準	<p>(1) 貸倒引当金 債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率等を、貸倒懸念債権等の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>(2) 賞与引当金 従業員への賞与支給に備えるため、支給見込み額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。</p> <p>(3) 役員賞与引当金 役員への賞与支給に備えるため、支給見込み額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。</p> <p>(4) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。</p> <p>(5) 役員退職慰労引当金 役員への退職慰労金の支出に備えて、内規に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。</p>
5. 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準	<p>外貨建金銭債権債務は、事業年度末の直物為替相場により円換算し、換算差額は損益として処理しております。</p>
6. その他財務諸表作成のための重要な事項	<p>消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。</p>

注記事項

（貸借対照表関係）

第15期 （平成25年3月31日現在）		第16期 （平成26年3月31日現在）	
* 1	有形固定資産の減価償却累計額は次の通りです。	* 1	有形固定資産の減価償却累計額は次の通りです。
	建物 19,926千円		建物 31,114千円
	器具備品 7,256千円		器具備品 3,753千円
* 2	関係会社項目	* 2	関係会社項目
	預金 1,006,192千円		預金 399,919千円

（株主資本等変動計算書関係）

第15期 自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日				
1. 発行済株式に関する事項				
株式の種類	当事業年度期首 株式数（株）	当事業年度 増加株式数（株）	当事業年度 減少株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）
普通株式	9,000	10,000	-	19,000
*1 普通株式の発行済株式の増加 10,000株は、平成25年3月18日付のBNPパリバ インベストメント・パートナーズ SAを割当先とするものであります。				
2. 配当に関する事項 該当事項はありません。				
第16期 自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日				
1. 発行済株式に関する事項				
株式の種類	当事業年度期首 株式数（株）	当事業年度 増加株式数（株）	当事業年度 減少株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）
普通株式	19,000	-	-	19,000
2. 配当に関する事項 該当事項はありません。				

(リース取引関係)

第15期 自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日	第16期 自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日																								
<p>(1) ファイナンス・リース取引は重要性が低い ため、注記を省略しております。</p> <p>(2) オペレーティング・リース取引は次の通り であります。</p> <p>オペレーティング・リース取引のうち解約不能 のものにかかる未経過リース料</p> <p style="text-align: center;">(借主側)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">1年内</td> <td style="text-align: right;">117,302千円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td style="text-align: right;">8,612千円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">合 計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">125,915千円</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">(貸主側)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">1年内</td> <td style="text-align: right;">48,398千円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td style="text-align: right;">- 千円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">合 計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">48,398千円</td> </tr> </table>	1年内	117,302千円	1年超	8,612千円	合 計	125,915千円	1年内	48,398千円	1年超	- 千円	合 計	48,398千円	<p>(1) ファイナンス・リース取引は重要性が低い ため、注記を省略しております。</p> <p>(2) オペレーティング・リース取引は次の通り であります。</p> <p>オペレーティング・リース取引のうち解約不能 のものにかかる未経過リース料</p> <p style="text-align: center;">(借主側)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">1年内</td> <td style="text-align: right;">168,959千円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td style="text-align: right;">125,284千円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">合 計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">294,243千円</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">(貸主側)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">1年内</td> <td style="text-align: right;">- 千円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td style="text-align: right;">- 千円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">合 計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">- 千円</td> </tr> </table>	1年内	168,959千円	1年超	125,284千円	合 計	294,243千円	1年内	- 千円	1年超	- 千円	合 計	- 千円
1年内	117,302千円																								
1年超	8,612千円																								
合 計	125,915千円																								
1年内	48,398千円																								
1年超	- 千円																								
合 計	48,398千円																								
1年内	168,959千円																								
1年超	125,284千円																								
合 計	294,243千円																								
1年内	- 千円																								
1年超	- 千円																								
合 計	- 千円																								

（金融商品関係）

1. 金融商品の状況に関する事項

第15期
自 平成24年4月1日
至 平成25年3月31日

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は主として、投資信託委託業者としての業務、投資一任業務及び投資助言・代理業を行っており、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収投資助言報酬、未払手数料及び未払委託調査費はこれらの業務にかかる債権債務であります。

当社は事業資金を自己資金により賄っており、一時的な余裕資金は安全性の高い金融商品で運用しております。

デリバティブは利用しておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

預金は大部分が親会社に対するものであり、すべて高格付けの金融機関に対する短期の預金であることから、リスクは僅少であります。未収委託者報酬は、信託財産の分別管理により担保されており、リスクは認められません。

未収運用受託報酬、未収投資助言報酬は信用リスクに晒されております。

未収収益は兼業取引にかかるものであり、信用リスクに晒されております。1年以内回収予定差入保証金、1年以内返済予定預り敷金保証金は賃貸建物の敷金であり、信用リスクに晒されております。未払手数料及び未払委託調査費は、当社が受取った報酬の内から支払われるものであり、リスクは認められません。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク

営業債権の信用リスクは、クライアント・アクセプタンス・コミッティーによる審査と営業部によるモニタリングにより管理しております。1年以内返済予定預り敷金保証金は信用リスクに晒されておりますが、経理部が相手先の財務状況を定期的にモニタリングしております。

市場リスク（為替や金利等の変動リスク）

当社の保有する営業債権・債務は短期金融商品に限定されているため、これらに関する市場リスクは非常に低いものと考えております。

流動性リスク

当社は余剰資金を預金のみで運用しております。随時資金繰表を更新し、運転資金の状況を把握することにより流動性リスクを管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

第15期 (平成25年3月31日現在)			
平成25年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。			
(単位：千円)			
科 目	貸借対照表 計上額	時価	差額
預金	1,084,312	1,084,312	-
未収委託者報酬	570,278	570,278	-
未収運用受託報酬	166,393	166,393	-
未収投資助言報酬	38,295	38,295	-
未収収益	308,170	308,170	-
1年以内回収予定差入保証金	223,121	223,121	-
資産計	2,390,571	2,390,571	-
未払手数料	385,865	385,865	-
未払委託調査費	146,915	146,915	-
その他未払金	188,911	188,911	-
未払費用	341,986	341,986	-
1年以内返済予定預り敷金保証金	217,532	217,532	-
負債計	1,281,210	1,281,210	-
<p>(注1) 金融商品の時価の算定方法</p> <p>(1) 預金 預金はすべて短期であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。</p> <p>(2) 未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収投資助言報酬、未収収益 これらの営業債権はすべて短期であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。</p> <p>(3) 1年以内回収予定差入保証金 これらの債権はすべて短期であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。</p> <p>(4) 未払手数料、未払委託調査費 これらの営業債務はすべて短期であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。</p> <p>(5) その他未払金、未払費用、1年以内返済予定預り敷金保証金 これらの債務はすべて短期であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。</p> <p>(注2) 金銭債権の償還予定額</p>			

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預金	1,084,312	-	-	-
未収委託者報酬	570,278	-	-	-
未収運用受託報酬	166,393	-	-	-
未収投資助言報酬	38,295	-	-	-
未収収益	308,170	-	-	-
1年以内回収予定差入保証金	223,121	-	-	-

1. 金融商品の状況に関する事項

第16期
自 平成25年4月1日
至 平成26年3月31日

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は主として、投資信託委託業者としての業務、投資一任業務及び投資助言・代理業を行っており、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収投資助言報酬、未払手数料及び未払委託調査費はこれらの業務にかかる債権債務であります。

当社は事業資金を自己資金により賄っており、一時的な余裕資金は安全性の高い金融商品で運用しております。

デリバティブは利用しておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

預金は大部分が親会社に対するものであり、すべて高格付けの金融機関に対する短期の預金であることから、リスクは僅少であります。未収委託者報酬は、信託財産の分別管理により担保されており、リスクは認められません。

未収運用受託報酬、未収投資助言報酬は信用リスクに晒されております。

未収収益は兼業取引にかかるものであり、信用リスクに晒されております。未払手数料及び未払委託調査費は、当社が受取った報酬の内から支払われるものであり、リスクは認められません。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク

営業債権の信用リスクは、クライアント・アクセプタンス・コミッティーによる審査と営業部によるモニタリングにより管理しております。

市場リスク（為替や金利等の変動リスク）

当社の保有する営業債権・債務は短期金融商品に限定されているため、これらに関する市場リスクは非常に低いものと考えております。

流動性リスク

当社は余剰資金を預金のみで運用しております。随時資金繰表を更新し、運転資金の状況を把握することにより流動性リスクを管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

第16期 (平成26年3月31日現在)				
平成26年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。				
(単位：千円)				
科 目	貸借対照表 計上額	時価	差額	
預金	400,821	400,821	-	
未収委託者報酬	402,271	402,271	-	
未収運用受託報酬	117,605	117,605	-	
未収投資助言報酬	202,273	202,273	-	
未収収益	355,583	355,583	-	
資産計	1,478,555	1,478,555	-	
預り金	94,699	94,699	-	
未払手数料	235,424	235,424	-	
未払委託調査費	223,426	223,426	-	
その他未払金	108,039	108,039	-	
未払費用	342,110	342,110	-	
負債計	1,003,701	1,003,701	-	
<p>(注1) 金融商品の時価の算定方法</p> <p>(1) 預金 預金はすべて短期であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。</p> <p>(2) 未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収投資助言報酬、未収収益 これらの営業債権はすべて短期であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。</p> <p>(3) 未払手数料、未払委託調査費 これらの営業債務はすべて短期であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。</p> <p>(4) 預り金、その他未払金、未払費用 これらの債務はすべて短期であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。</p> <p>(注2) 金銭債権の償還予定額</p>				
(単位：千円)				
	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預金	400,821	-	-	-
未収委託者報酬	402,271	-	-	-
未収運用受託報酬	117,605	-	-	-
未収投資助言報酬	202,273	-	-	-
未収収益	355,583	-	-	-

（有価証券関係）

第15期 （平成25年3月31日現在）	第16期 （平成26年3月31日現在）
重要性が低いため記載を省略しております。	重要性が低いため記載を省略しております。

（デリバティブ取引関係）

第15期 自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日	第16期 自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日
該当事項はありません。	該当事項はありません。

（退職給付関係）

第15期 自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日	第16期 自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日																						
<p>1．採用している退職給付制度の概要</p> <p>当社は確定給付型の制度として、退職一時金制度、キャッシュバランスプランおよび確定拠出年金制度を採用しております。</p> <p>2．退職給付債務</p> <table> <tr> <td>(1) 退職給付債務</td> <td>318,280千円</td> </tr> <tr> <td>(2) 退職給付引当金</td> <td>318,280千円</td> </tr> </table> <p>3．退職給付費用</p> <table> <tr> <td>勤務費用</td> <td>98,950千円</td> </tr> </table>	(1) 退職給付債務	318,280千円	(2) 退職給付引当金	318,280千円	勤務費用	98,950千円	<p>1．採用している退職給付制度の概要</p> <p>当社は、従業員の退職給付に充てるため、非積立型の確定給付制度として、退職一時金制度、キャッシュバランスプランおよび確定拠出制度を採用しております。なお、当社が有する退職一時金制度及びキャッシュバランスプランは、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。</p> <p>2．簡便法を適用した確定給付制度</p> <table> <tr> <td colspan="2">(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表</td> </tr> <tr> <td>退職給付引当金の期首残高</td> <td>318,280千円</td> </tr> <tr> <td>退職給付費用</td> <td>68,716千円</td> </tr> <tr> <td>退職給付の支払額</td> <td>56,503千円</td> </tr> <tr> <td>その他未払金への振替額</td> <td>24,395千円</td> </tr> <tr> <td>退職給付引当金の期末残高</td> <td>306,097千円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(2) 退職給付費用</td> </tr> <tr> <td>簡便法で計算した退職給付費用</td> <td>68,716千円</td> </tr> </table> <p>3．確定拠出制度</p> <p>当社の確定拠出制度への要拠出額は、11,626千円でありました。</p>	(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表		退職給付引当金の期首残高	318,280千円	退職給付費用	68,716千円	退職給付の支払額	56,503千円	その他未払金への振替額	24,395千円	退職給付引当金の期末残高	306,097千円	(2) 退職給付費用		簡便法で計算した退職給付費用	68,716千円
(1) 退職給付債務	318,280千円																						
(2) 退職給付引当金	318,280千円																						
勤務費用	98,950千円																						
(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表																							
退職給付引当金の期首残高	318,280千円																						
退職給付費用	68,716千円																						
退職給付の支払額	56,503千円																						
その他未払金への振替額	24,395千円																						
退職給付引当金の期末残高	306,097千円																						
(2) 退職給付費用																							
簡便法で計算した退職給付費用	68,716千円																						

（税効果会計関係）

第15期 自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日	第16期 自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日																																																								
<p>1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳</p> <p style="text-align: right;">（単位：千円）</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2">繰延税金資産</td> </tr> <tr> <td>退職給付引当金</td> <td style="text-align: right;">114,740</td> </tr> <tr> <td>役員退職慰労引当金</td> <td style="text-align: right;">53,358</td> </tr> <tr> <td>賞与引当金</td> <td style="text-align: right;">13,115</td> </tr> <tr> <td>未払金</td> <td style="text-align: right;">50,321</td> </tr> <tr> <td>未払費用</td> <td style="text-align: right;">131,183</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">38,624</td> </tr> <tr> <td>繰越欠損金</td> <td style="text-align: right;">2,482,725</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産小計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">2,884,066</td> </tr> <tr> <td>評価性引当額</td> <td style="text-align: right;">2,884,066</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産合計</td> <td style="text-align: right;">-</td> </tr> <tr> <td colspan="2">繰延税金負債</td> </tr> <tr> <td>資産除去債務に対応する除去費用</td> <td style="text-align: right;">16,646</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産(負債)の純額</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black; border-bottom: 1px solid black;">16,646</td> </tr> </table> <p>2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目の内訳</p> <p>当事業年度は税引前当期純損失を計上しているため、差異の原因についての記載を省略しております。</p>	繰延税金資産		退職給付引当金	114,740	役員退職慰労引当金	53,358	賞与引当金	13,115	未払金	50,321	未払費用	131,183	その他	38,624	繰越欠損金	2,482,725	繰延税金資産小計	2,884,066	評価性引当額	2,884,066	繰延税金資産合計	-	繰延税金負債		資産除去債務に対応する除去費用	16,646	繰延税金資産(負債)の純額	16,646	<p>1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳</p> <p style="text-align: right;">（単位：千円）</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2">繰延税金資産</td> </tr> <tr> <td>退職給付引当金</td> <td style="text-align: right;">110,348</td> </tr> <tr> <td>役員退職慰労引当金</td> <td style="text-align: right;">54,575</td> </tr> <tr> <td>賞与引当金</td> <td style="text-align: right;">14,592</td> </tr> <tr> <td>未払金</td> <td style="text-align: right;">16,720</td> </tr> <tr> <td>未払費用</td> <td style="text-align: right;">123,330</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">53,299</td> </tr> <tr> <td>繰越欠損金</td> <td style="text-align: right;">2,682,660</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産小計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">3,055,527</td> </tr> <tr> <td>評価性引当額</td> <td style="text-align: right;">3,055,527</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産合計</td> <td style="text-align: right;">-</td> </tr> <tr> <td colspan="2">繰延税金負債</td> </tr> <tr> <td>資産除去債務に対応する除去費用</td> <td style="text-align: right;">32,644</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産(負債)の純額</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black; border-bottom: 1px solid black;">32,644</td> </tr> </table> <p>2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目の内訳</p> <p>当事業年度は税引前当期純損失を計上しているため、差異の原因についての記載を省略しております。</p>	繰延税金資産		退職給付引当金	110,348	役員退職慰労引当金	54,575	賞与引当金	14,592	未払金	16,720	未払費用	123,330	その他	53,299	繰越欠損金	2,682,660	繰延税金資産小計	3,055,527	評価性引当額	3,055,527	繰延税金資産合計	-	繰延税金負債		資産除去債務に対応する除去費用	32,644	繰延税金資産(負債)の純額	32,644
繰延税金資産																																																									
退職給付引当金	114,740																																																								
役員退職慰労引当金	53,358																																																								
賞与引当金	13,115																																																								
未払金	50,321																																																								
未払費用	131,183																																																								
その他	38,624																																																								
繰越欠損金	2,482,725																																																								
繰延税金資産小計	2,884,066																																																								
評価性引当額	2,884,066																																																								
繰延税金資産合計	-																																																								
繰延税金負債																																																									
資産除去債務に対応する除去費用	16,646																																																								
繰延税金資産(負債)の純額	16,646																																																								
繰延税金資産																																																									
退職給付引当金	110,348																																																								
役員退職慰労引当金	54,575																																																								
賞与引当金	14,592																																																								
未払金	16,720																																																								
未払費用	123,330																																																								
その他	53,299																																																								
繰越欠損金	2,682,660																																																								
繰延税金資産小計	3,055,527																																																								
評価性引当額	3,055,527																																																								
繰延税金資産合計	-																																																								
繰延税金負債																																																									
資産除去債務に対応する除去費用	32,644																																																								
繰延税金資産(負債)の純額	32,644																																																								

（資産除去債務関係）

第15期 自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日	第16期 自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日																		
資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの	資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの																		
<p>1. 当該資産除去債務の概要 当社事業所の定期建物賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。</p> <p>2. 当該資産除去債務の金額の算定方法 使用見込期間を15年(建物付属設備の減価償却期間)と見積もり、割引率は当該減価償却期間に見合う国債の流通利回り1.48%を使用して、資産除去債務の金額を計算しております。</p> <p>3. 当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">期首残高</td> <td style="text-align: right;">52,153千円</td> </tr> <tr> <td>時の経過による調整額</td> <td style="text-align: right;">772千円</td> </tr> <tr> <td>期末残高</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black; border-bottom: 3px double black;">52,926千円</td> </tr> </table>	期首残高	52,153千円	時の経過による調整額	772千円	期末残高	52,926千円	<p>1. 当該資産除去債務の概要 当社事業所の定期建物賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。</p> <p>2. 当該資産除去債務の金額の算定方法 使用見込期間を15年(建物付属設備の減価償却期間)と見積もり、割引率は当該減価償却期間に見合う国債の流通利回り0.94%から1.48%を使用して、資産除去債務の金額を計算しております。</p> <p>3. 当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">期首残高</td> <td style="text-align: right;">52,926千円</td> </tr> <tr> <td>時の経過による調整額</td> <td style="text-align: right;">918千円</td> </tr> <tr> <td>資産除去債務の履行による減少額</td> <td style="text-align: right;">10,244千円</td> </tr> <tr> <td>見積りの変更による増加額</td> <td style="text-align: right;">57,013千円</td> </tr> <tr> <td>(*)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>期末残高</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black; border-bottom: 3px double black;">100,614千円</td> </tr> </table> <p>(*) 当事業年度において、資産の除去時点において必要とされる除去費用が当事業年度期首における見積額と比べて増加する見込みであることが明らかになったことから、見積りの変更を行いました。これに伴う増加額57,013千円を変更前の資産除去債務残高に加算しております。</p>	期首残高	52,926千円	時の経過による調整額	918千円	資産除去債務の履行による減少額	10,244千円	見積りの変更による増加額	57,013千円	(*)		期末残高	100,614千円
期首残高	52,153千円																		
時の経過による調整額	772千円																		
期末残高	52,926千円																		
期首残高	52,926千円																		
時の経過による調整額	918千円																		
資産除去債務の履行による減少額	10,244千円																		
見積りの変更による増加額	57,013千円																		
(*)																			
期末残高	100,614千円																		

(セグメント情報等)

第15期 自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月31日				
(セグメント情報) 当社は、投信投資顧問業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。				
(関連情報)				
1. 製品及びサービスごとの情報				(単位：千円)
	投資信託業	投資顧問業	その他	合計
外部顧客への営業 収益	2,072,530	728,356	980,569	3,781,457
2. 地域ごとの情報				
(1) 営業収益				(単位：千円)
日本	オランダ	ルクセンブルク	その他	合計
2,615,789	481,598	304,910	379,158	3,781,457
(注) 投資信託業の営業収益に関しては販売拠点、投資顧問業とその他の営業収益については契約先所在地を基に記載しております。				
(2) 有形固定資産				
本邦に所在している有形固定資産の合計が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。				
3. 主要な顧客ごとの情報				(単位：千円)
顧客の名称	営業収益		関連するセグメント名	
BNPパリバ・ ブラジル・ファンド(株式型)	457,776		なし	
BNPパリバ インベストメン ト・パートナーズ ネイザーラン ズ NV	481,598		なし	
(報告セグメントごとののれんの償却額および未償却残高に関する情報) 当社は、投信投資顧問業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。				

第16期				
自 平成25年 4月 1日				
至 平成26年 3月31日				
（セグメント情報） 当社は、投信投資顧問業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。				
（関連情報）				
1．製品及びサービスごとの情報				（単位：千円）
	投資信託業	投資顧問業	その他	合計
外部顧客への営業 収益	2,082,527	656,330	852,656	3,591,513
2．地域ごとの情報				
(1) 営業収益				（単位：千円）
	日本	オランダ	ルクセンブルク	その他
	2,536,104	487,772	272,355	295,281
				3,591,513
（注）投資信託業の営業収益に関しては販売拠点、投資顧問業とその他の営業収益については契約先所在地を基に記載しております。				
(2) 有形固定資産				
本邦に所在している有形固定資産の合計が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。				
3．主要な顧客ごとの情報				（単位：千円）
顧客の名称	営業収益		関連するセグメント名	
BNPパリバ・ ブラジル・ファンド（株式型）	362,685		なし	
BNPパリバ インベストメン ト・パートナーズ ネイザーラン ズ NV	487,772		なし	
（報告セグメントごとののれんの償却額および未償却残高に関する情報） 当社は、投信投資顧問業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。				

(関連当事者関係)

第15期（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

(1) 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容	議決権等の被所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
親会社	BNPパリバ インベストメント・パートナーズ SA	パリ、 フランス 共和国	23百万 ユーロ	持株会社	直接 100%	増資の引受	増資 (注1)	500,000	-	-

(2) 兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容	議決権等の被所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
親会社の子会社	BNPパリバ インベストメント・パートナーズ ネーザーランズ NV	アムステルダム、 オランダ 共和国	1.45 百万 ユーロ	資産 運用業	無し	運用再委託契約の締結	その他 営業収 益の受入	481,598	未収収益	95,678
親会社の子会社	BNPパリバ インベストメント・パートナーズ・ルク センブルク SA	ルクセンブルク、 ルクセン ブルク大 公国	3百万 ユーロ	資産 運用業	無し	運用再委託契約の締結	その他 営業収 益の受入	272,062	未収収益	145,719
親会社の子会社	BNPパリバ アセットマネ ジメント ブラジル LTDA	サンパウロ、ブラ ジル連邦 共和国	15百万 レアル	資産 運用業	無し	運用再委託契約の締結	委託 調査費 の支払	138,444	未払 委託 調査費	49,638
親会社の子会社	BNPパリバ アセットマネ ジメント SAS	パリ、 フランス 共和国	64百万 ユーロ	資産 運用業	無し	投資助言契約の締結 業務委託契約の締結	投資助言 報酬の 受入 業務委託 費の支払 支払手数料の支払	161,461 114,267 38,746	未収投資 助言報酬 未払費用 未払手数料	37,452 67,134 40,960
親会社の子会社	BNPパリバ インベストメント・パートナーズ・ ベルギー SA	ブリュッセル、ベルギー 王国	54百万 ユーロ	資産 運用業	無し	業務委託契約の締結	業務委託 費の支払	181,299	未払費用	104,482
親会社の子会社	BNPパリバ 証券株式会社	東京都 千代 田区	1,020億 円	第一種 金融取 引業	無し	建物賃貸借契約の締結	敷金 の受入	-	1年以内 返済予定 預り敷 金保証金	217,532

第16期(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

(1) 兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容	議決権等の被所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
親会社の子会社	BNPパリバ インベストメント・パートナーズ ネーザラント NV	アムステルダム、 オランダ共和国	1.45 百万 ユーロ	資産 運用業	無し	運用再委託契約の締結	その他 営業収 益の受入	487,772	未収収益	231,330
親会社の子会社	BNPパリバ インベストメント・パートナーズ ルクセンブルク SA	ルクセンブルク、 ルクセンブルク大公国	3百万 ユーロ	資産 運用業	無し	運用再委託契約の締結	その他 営業収 益の受入	229,195	未収収益	86,364
親会社の子会社	BNPパリバ アセットマネジメント ブラジル LTDA	サンパウロ、ブラジル 連邦共和国	15百万 レアル	資産 運用業	無し	運用再委託契約の締結	委託 調査費 の支払	104,667	未払 委託 調査費	37,324
親会社の子会社	BNPパリバ アセットマネジメント SAS	パリ、 フランス共和国	64百万 ユーロ	資産 運用業	無し	投資助言契約の締結 業務委託契約の締結	投資助言 報酬の 受入 業務委託 費の支払	164,002 185,663	未収投資 助言報酬 未払費用	201,454 99,774
親会社の子会社	BNPパリバ インベストメント・パートナーズ ベルギー SA	ブリュッセル、 ベルギー王国	54百万 ユーロ	資産 運用業	無し	業務委託契約の締結	業務委託 費の支払	262,916	未払費用	126,958
親会社の子会社	ファンド クエスト アドバイザー SASU	パリ、 フランス共和国	3百万 ユーロ	資産 運用業	無し	業務委託契約の締結	諸経費 の支払	3,490	未払費用	19,550
親会社の子会社	BNPパリバ 証券株式会社	東京都 千代田区	1,020億 円	第一種 金融取 引業	無し	建物賃貸借契約の締結	敷金 の支払	217,532	-	-

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 当社の行った株主割当増資を1株当たり50,000円で引き受けたものであります。

(注2) 市場価格を勘案し一般的取引条件と同様に決定しております。

(注3) 取引金額及び期末残高には消費税が含まれておりません。

2. 親会社に関する情報

(1) 親会社情報

BNPパリバ インベストメント・パートナーズ SA（非上場）
ビー・エヌ・ピー・パリバ（ユーロネクスト・パリに上場）

(1株当たり情報)

第15期 自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日		第16期 自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日	
・ 1株当たり純資産	34,121円	・ 1株当たり純資産	3,976円
・ 1株当たり当期純損失	89,264円	・ 1株当たり当期純損失	30,144円
1株当たり当期純損失の算定上の基礎		1株当たり当期純損失の算定上の基礎	
当期純損失	837,614千円	当期純損失	572,751千円
普通株主に帰属しない金額	-	普通株主に帰属しない金額	-
普通株式に係る当期純損失	837,614千円	普通株式に係る当期純損失	572,751千円
期中平均株式数・普通株式	9,383株	期中平均株式数・普通株式	19,000株
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純損失金額については、希薄化効果を有している潜在株式を発行していないため記載しておりません。		なお、潜在株式調整後1株当たり当期純損失金額については、希薄化効果を有している潜在株式を発行していないため記載しておりません。	

(重要な後発事象)

第16期 自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日	
当社は平成26年4月16日開催の取締役会及び臨時株主総会において、第三者割当増資に関して次のとおり決議し、平成26年4月18日に払込が完了しました。	
発行株式数	普通株式 20,000株
発行価額	1株につき25,000円
発行価額の総額	500,000千円
資本組入額	1株につき12,500円
資本組入額の総額	250,000千円
割当先	BNPパリバ インベストメント・パートナーズ SA
資金の用途	機動的な資本政策の遂行

中間財務諸表

(1) 中間貸借対照表

期別		第17期中間会計期間末 (平成26年 9月30日現在)	
資産の部			
科 目	注記 番号	内 訳	金 額
		千円	千円
流動資産			
預金			458,332
前払費用			25,540
未収委託者報酬			393,838
未収運用受託報酬			134,922
未収投資助言報酬			124,583
未収収益			347,926
未収入金			835
立替金			634
流動資産計			1,486,614
固定資産			
有形固定資産			186,963
建物	* 1	182,530	
器具備品	* 1	4,433	
無形固定資産			1,242
ソフトウェア		1,242	
投資その他の資産			17,894
長期差入保証金		11,894	
その他		6,000	
固定資産計			206,101
資産合計			1,692,715

期別		第17期中間会計期間末 (平成26年 9月30日現在)	
負債の部			
科目	注記 番号	内訳	金額
		千円	千円
流動負債			
預り金			19,235
未払金			491,711
未払手数料		205,583	
未払委託調査費		234,832	
その他未払金		51,295	
未払費用			315,062
未払法人税等			1,899
未払消費税等	* 2		19,485
賞与引当金			89,307
役員賞与引当金			27,240
流動負債計			963,942
固定負債			
繰延税金負債			31,330
退職給付引当金			296,885
資産除去債務			101,205
固定負債計			429,421
負債合計			1,393,364
純資産の部			
科目	注記 番号	内訳	金額
		千円	千円
株主資本			
資本金			100,000
資本剰余金			475,551
資本準備金		50,000	
その他資本剰余金		425,551	
利益剰余金			276,200
その他利益剰余金			
繰越利益剰余金		276,200	
株主資本合計			299,351
純資産合計			299,351
負債・純資産合計			1,692,715

(2) 中間損益計算書

期別		第17期中間会計期間 自平成26年 4月 1日 至平成26年 9月30日	
科目	注記 番号	内訳	金額
		千円	千円
営業収益			
委託者報酬			932,533
運用受託報酬			198,560
投資助言報酬			85,099
その他営業収益			391,042
営業収益計			1,607,235
営業費用			
支払手数料			375,893
広告宣伝費			1,277
調査費			315,029
調査研究費		30,533	
委託調査費		284,495	
委託計算費			50,490
営業雑経費			28,040
印刷費		26,177	
協会費		1,862	
営業費用計			770,730
一般管理費			
給料			494,198
役員報酬		33,690	
給料・手当		442,281	
賞与		18,226	
業務委託費			282,357
交際費			1,803
旅費交通費			10,700
租税公課			276
不動産賃借料			117,420
賞与引当金繰入額			50,382
役員賞与引当金繰入額			10,669
退職給付費用			29,269
役員退職慰労引当金繰入額			684
固定資産減価償却費	* 1		9,513
諸経費			92,781
一般管理費計			1,100,056
営業損失			263,551

期別		第17期中間会計期間 自平成26年 4月 1日 至平成26年 9月30日	
科目	注記 番号	内訳	金額
		千円	千円
営業外収益			
受取利息			1
為替差益			1,203
雑益			4,814
営業外収益計			6,019
営業外費用			
株式交付費			1,750
雑損失			1,804
営業外費用計			3,554
経常損失			261,087
特別損失			
割増退職金			14,527
特別損失計			14,527
税引前中間純損失			275,614
法人税、住民税及び事業税		1,900	
法人税等調整額		1,314	585
中間純損失			276,200

(3) 中間株主資本等変動計算書

第17期中間会計期間
自 平成26年 4月 1日
至 平成26年 9月30日

(単位：千円)

	株主資本							純資産 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		株主資本 合計	
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計		
当期首残高	100,000	257,777	290,526	548,303	572,751	572,751	75,551	75,551
当中間期変動額								
新株の発行	250,000	250,000		250,000			500,000	500,000
減資	250,000		250,000	250,000			-	-
資本準備金の取崩		457,777	457,777	-			-	-
欠損填補			572,751	572,751	572,751	572,751	-	-
中間純損失					276,200	276,200	276,200	276,200
当中間期変動額合計	-	207,777	135,025	72,751	296,551	296,551	223,799	223,799
当中間期末残高	100,000	50,000	425,551	475,551	276,200	276,200	299,351	299,351

重要な会計方針

第17期中間会計期間 自 平成26年 4月 1日 至 平成26年 9月30日	
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>その他有価証券 時価のないもの 移動平均法による原価法を採用しております。</p>
2. 固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 有形固定資産 定額法により償却しております。 なお、耐用年数は、建物については主として6年～18年、器具備品については主として3年～17年であります。</p> <p>(2) 無形固定資産 定額法により償却しております。 なお、ソフトウェア（自社利用）については、社内における見込み利用可能期間（5年）としております。</p>
3. 繰延資産の処理方法	<p>株式交付費 支払時に費用処理しております。</p>
4. 引当金の計上基準	<p>(1) 貸倒引当金 債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率等を、貸倒懸念債権等の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>(2) 賞与引当金 従業員への賞与支給に備えるため、支給見込み額のうち当中間会計期間に負担すべき額を計上しております。</p> <p>(3) 役員賞与引当金 役員への賞与支給に備えるため、支給見込み額のうち当中間会計期間に負担すべき額を計上しております。</p> <p>(4) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当中間会計期間末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る当中間会計期間末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。</p> <p>(5) 役員退職慰労引当金 役員への退職慰労金の支出に備えて、内規に基づく当中間会計期間末要支給額を計上しております。</p>
5. 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準	<p>外貨建金銭債権債務は、中間会計期間末の直物為替相場により円換算し、換算差額は損益として処理しております。</p>
6. その他中間財務諸表作成のための重要な事項	<p>消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。</p>

注記事項

（中間貸借対照表関係）

第17期中間会計期間末 （平成26年9月30日現在）					
*1	有形固定資産の減価償却累計額は次の通りです。				
	<table border="0"> <tr> <td>建物</td> <td>38,915千円</td> </tr> <tr> <td>器具備品</td> <td>4,433千円</td> </tr> </table>	建物	38,915千円	器具備品	4,433千円
建物	38,915千円				
器具備品	4,433千円				
*2	消費税等の取扱い				
	仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、流動負債の未払消費税等として表示しております。				

（中間損益計算書関係）

第17期中間会計期間 自 平成26年4月 1日 至 平成26年9月30日					
*1	減価償却実施額				
	<table border="0"> <tr> <td>有形固定資産</td> <td>9,072千円</td> </tr> <tr> <td>無形固定資産</td> <td>441千円</td> </tr> </table>	有形固定資産	9,072千円	無形固定資産	441千円
有形固定資産	9,072千円				
無形固定資産	441千円				

（中間株主資本等変動計算書関係）

第17期中間会計期間 自 平成26年4月 1日 至 平成26年9月30日				
1. 発行済株式に関する事項				
株式の種類	当期首株式数 (株)	当中間会計期間 増加株式数(株)	当中間会計期間 減少株式数(株)	当中間会計期間 末株式数(株)
普通株式	19,000	20,000	-	39,000
*1 普通株式の発行済株式の増加 20,000株は、平成26年4月18日付のBNPパリバ インベストメント・パートナーズ SAを割当先とするものであります。				
2. 配当に関する事項 該当事項はありません。				

（リース取引関係）

第17期中間会計期間 自 平成26年4月 1日 至 平成26年9月30日										
1.	ファイナンス・リース取引は重要性が低いため、注記を省略しております。									
2.	オペレーティング・リース取引は次の通りであります。									
	オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものにかかる未経過リース料 (借主側)									
	<table border="0"> <tr> <td>1年内</td> <td>168,959</td> <td>千円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>40,804</td> <td>千円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>209,763</td> <td>千円</td> </tr> </table>	1年内	168,959	千円	1年超	40,804	千円	合計	209,763	千円
1年内	168,959	千円								
1年超	40,804	千円								
合計	209,763	千円								

（金融商品関係）

第17期中間会計期間末 （平成26年9月30日現在）			
金融商品の時価等に関する事項 平成26年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。 （単位：千円）			
科 目	中間貸借対照表 計上額	時 価	差 額
預 金	458,332	458,332	-
未収委託者報酬	393,838	393,838	-
未収運用受託報酬	134,922	134,922	-
未収投資助言報酬	124,583	124,583	-
未収収益	347,926	347,926	-
資産計	1,459,603	1,459,603	-
未払手数料	205,583	205,583	-
未払委託調査費	234,832	234,832	-
未払費用	315,062	315,062	-
負債計	755,478	755,478	-
<p>(注1)金融商品の時価の算定方法</p> <p>(1)預金 預金はすべて短期であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。</p> <p>(2)未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収投資助言報酬、未収収益 これらの営業債権はすべて短期であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。</p> <p>(3)未払手数料、未払委託調査費 これらの営業債務はすべて短期であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。</p> <p>(4)未払費用 未払費用はすべて短期であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。</p>			

（有価証券関係）

第17期中間会計期間末 （平成26年9月30日現在）	
重要性が低いと判断されたため記載を省略しております。	

（デリバティブ取引関係）

第17期中間会計期間末 （平成26年9月30日現在）	
該当事項はありません。	

（資産除去債務関係）

第17期中間会計期間 自 平成26年4月 1日 至 平成26年9月30日	
資産除去債務のうち中間貸借対照表に計上しているもの 当中間会計期間における当該資産除去債務の総額の増減	
期首残高	100,614千円
時の経過による調整額	590千円
当中間会計期間末残高	101,205千円

(セグメント情報等)

第17期中間会計期間 自 平成26年4月 1日 至 平成26年9月30日				
(セグメント情報) 当社は、投信投資顧問業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。				
(関連情報)				
1. 製品及びサービスごとの情報 (単位：千円)				
	投資信託業	投資顧問業	その他	合計
外部顧客への 営業収益	932,533	283,659	391,042	1,607,235
2. 地域ごとの情報 (1)営業収益 (単位：千円)				
日 本	オランダ	ルクセンブルク	その他	合計
1,128,010	225,736	84,862	168,626	1,607,235
(注)投資信託業の営業収益に関しては販売拠点、投資顧問業とその他の営業収益については契約先所在地を基に記載しております。				
(2)有形固定資産 本邦に所在している有形固定資産の合計が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。				
3. 主要な顧客ごとの情報 (単位：千円)				
顧客の名称	営業収益	関連するセグメント名		
BNPパリバ・ブラジル・ ファンド(株式型)	163,882	なし		
BNPパリバ インベスト メント・パートナーズ・ネ イザールズ NV	225,736	なし		
(報告セグメントごとののれんの償却額および未償却残高に関する情報) 当社は、投信投資顧問業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。				

(1株当たり情報)

第17期中間会計期間 自 平成26年4月 1日 至 平成26年9月30日	
1株当たり純資産額	7,675円
1株当たり中間純損失	7,436円
1株当たり中間純損失の算定上の基礎	
中間純損失	276,200千円
普通株主に帰属しない金額	-
普通株式に係る中間純損失	276,200千円
期中平均株式数	普通株式 37,142株
なお、潜在株式調整後1株当たり中間純損失金額については、希薄化効果を有している潜在株式を発行していないため記載しておりません。	

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、金融商品取引法の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

通常取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行うこと。

委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

上記に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

（1）定款の変更等

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

（2）訴訟事件その他の重要事項

該当事項はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

名 称：みずほ信託銀行株式会社

資本金の額：247,369百万円（平成26年3月末現在）

事業の内容：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

<再信託受託会社の概要>

・名 称：資産管理サービス信託銀行株式会社

・資本金の額：50,000百万円（平成26年3月末現在）

・業務の概要：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

(2) 販売会社

名 称	資本金の額 (平成26年3月末現在)	事業の内容
楽天証券株式会社	7,495百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

2【関係業務の概要】

(1) 受託会社：ファンドの受託会社として信託財産に属する有価証券等の保管、管理を行います。

(2) 販売会社：当ファンドの販売会社として受益権の募集販売の取り扱い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金・収益分配金・償還金に関する事務等を行います。

3【資本関係】

(1) 受託会社：該当事項はありません。

(2) 販売会社：該当事項はありません。

第3【参考情報】

当計算期間において、次の書類を提出しております。

平成26年	6月20日	有価証券報告書
平成26年	6月20日	有価証券届出書
平成26年	12月19日	半期報告書
平成26年	12月19日	有価証券届出書の訂正届出書

独立監査人の監査報告書

平成26年6月13日

BNPパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	佐藤 嘉雄	印
--------------------	-------	-------	---

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	山田 信之	印
--------------------	-------	-------	---

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているBNPパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第16期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、BNPパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社の平成26年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成26年4月16日開催の取締役会において第三者割当による株式の発行を決議し、平成26年4月18日に払込を完了している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成27年5月13日

BNPパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社
取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 鶴田光夫
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているホリコ・フォーカス・ファンドの平成26年3月21日から平成27年3月20日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ホリコ・フォーカス・ファンドの平成27年3月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

BNPパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

() 1. 上記は当社が監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

平成26年12月8日

BNPパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	佐藤 嘉雄	印
--------------------	-------	-------	---

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	山田 信之	印
--------------------	-------	-------	---

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているBNPパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第17期事業年度の中間会計期間（平成26年4月1日から平成26年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、BNPパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社の平成26年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成26年4月1日から平成26年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注）上記は、当社が、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。